

TMI Associates Newsletter

WINTER 2018
Vol.34

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

P. 1	住宅宿泊事業法(民泊新法)の施行に向けて	P. 20	改正住宅セーフティネット法について
P. 5	人工知能(Artificial Intelligence)と知的財産法	P. 22	日本特許によるFinTechビジネスの保護
P. 7	賞金付きゲーム大会(e-Sports)の動向と日本の法規制	P. 24	部分意匠制度の活用 ー第2回 部分意匠の権利行使場面における活用
P. 10	衛星リモートセンシング法の概説と衛星データ活用の未来	P. 27	音の商標及び色彩のみからなる商標の登録状況について
P. 13	「石けん百貨」事件 ー検索連動型広告と商標の使用ー	P. 29	ミャンマーによる商標保護の現状と新商標法について
P. 15	インドネシアにおけるDINFRA制度の導入とインフラ投資の新たな可能性	P. 32	東南アジア主要国における平均寿命・就労可能期間の長期化と高齢化社会に対する取組み及び問題点
P. 18	オープン・イノベーションの実践	P. 36	TMI月例セミナー紹介、書籍紹介

住宅宿泊事業法(民泊新法)の施行 に向けて

—— 弁護士 柴野相雄
—— 弁護士 波多江崇
—— 弁護士 菅野邑斗
—— 弁護士 白 泰成

第1 はじめに

住宅宿泊事業法(以下「民泊新法」⁽¹⁾又は単に「法」という。)が平成29年6月16日に公布され、また、同年10月27日には、住宅宿泊事業法施行令(以下「令」という。)、住

宅宿泊事業法施行規則(以下「規則」という。)、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(以下「国交省規則」という。)及び厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則(以下「厚生省規則」という。)が公布された。これらの法令は、平成30年6月15日より施行されることとなっている(なお、後述の届出又は登録については、同年3月15日より事前対応が可能となっている⁽³⁾)。本稿においては、来たる民泊新法施行に向けて、その概要を解説する。

第2 民泊新法制定の経緯⁽⁴⁾(許可制から届出制へ)

東京オリンピック等に影響され急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況等に対応す

るため、民泊の活用が指摘されてきた。

この点に関連して、民泊サービスの提供は、原則として、「旅館業」（旅館業法 2 条 1 項、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）に該当し、旅館業法上の「許可」（旅館業法 3 条 1 項本文）を要するところ、民泊に用いられる施設は、一般の「住宅」が利用されるのが通常であることから、設備の関係上、旅館業法の許可要件を充足することは困難な状態となっていた。その結果、旅館業法の許可を取得しない違法民泊も横行しており、かかる状況に対する対応が急務とされてきた。⁽⁵⁾

そこで、適法な民泊の活用を促進すべく、民泊新法が制定された。すなわち、法 3 条 1 項は、民泊施設の提供（同法においては、「住宅宿泊事業」（法 2 条 3 項）と定義されている。）に際しては「届出」で足りることとし、旅館業法よりも緩和した手続により民泊サービスの提供を可能とした。

第3 住宅宿泊事業総論

1 住宅宿泊事業とは

民泊新法は、民泊サービスの提供を「住宅宿泊事業」と位置付けており、かかる意義については、法 2 条 3 項が、「旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で 180 日を超えないものをいう。」と規定している。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

2 住宅について

「住宅」の意義について法 2 条 1 項は、

①「当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること」（同項 1 号）、及び

②「現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること」（同項 2 号）

のいずれにも該当する家屋であるとされている。

3 180 日要件について

宿泊に用いる施設が住宅としての性質を確保するため、人を宿泊させる日数は 180 日を超えないものとされている（法 2 条 3 項）。かかる 180 日の算定方法としては、毎年 4 月 1 日正午から翌年 4 月 1 日正午までの期間において人を宿泊させた日数とされている。また、正午から翌日の正午までの期間を 1 日とするとされている（規則 3 条）。⁽¹²⁾

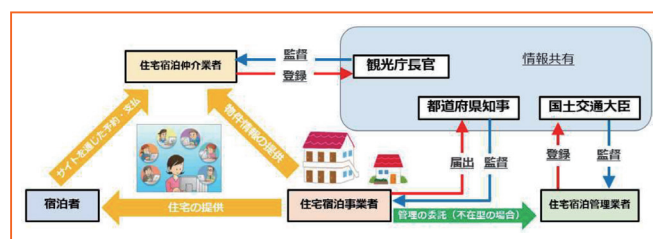
第4 民泊新法における当事者

1 総論

民泊新法は、旅館業法が保護してきた公衆衛生の確保等の趣旨が没却されないよう、旅館業法下においては見られなかった新たな規制を設けている。

具体的には、①住宅宿泊事業者、②住宅宿泊管理者、③住宅宿泊仲介業者、という 3 業者に係る規定を設けており、かかる 3 者に対する法規制により、上記の旅館業法の趣旨を担保している（【図 1：民泊新法における当事者】）。

【図1民泊新法における当事者】⁽¹³⁾



2 住宅宿泊事業者

(1) 届出制

前述のとおり、住宅宿泊事業を営む者は、都道府県知事等に住宅宿泊事業を営む旨の届出をしなければならないとされている（法 3 条 1 項）。

(2) 住宅宿泊事業者に課されている義務

住宅宿泊事業者には、以下のような義務が課されている（【図 2：住宅宿泊事業者の義務】）。

【図2住宅宿泊事業者の義務の概要】

義務	法・施行令・施行規則の定め
宿泊者の衛生確保	法5条、厚生省規則
宿泊者の安全の確保	法6条、国交省規則1条 ⁽¹⁴⁾
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保	法7条、国交省規則2条
宿泊者名簿の備付け等	法8条、規則7条
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明	法9条、規則8条
苦情への対応	法10条
住宅宿泊管理業務の委託	法11条、規則9条（詳細は、後述）
宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託	法12条、規則10条
標識の掲示	法13条、規則11条
都道府県知事への定期報告	法14条、規則12条

(3) 家主不在型における管理委託義務

また、住宅宿泊事業者は、

①「届出住宅の居室の数が、一の住宅宿泊事業者が各居室に係る住宅宿泊管理業務の全部を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数を超えるとき」又は

②「届出住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的

なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)⁽¹⁶⁾ となる時（住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離その他の事情を勘案し、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として国土交通省令・厚生労働省令で定めるときを除く。)⁽¹⁷⁾」

のいずれかに該当するとき（以下「家主不在型」という。）は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理業者に委託しなければならないとされている（法 11 条 1 項）。

なお、かかる委託を行った場合、住宅宿泊事業者は、前述の法 5 条乃至 10 条の義務を負わない（法 11 条 2 項）。

(4) 都道府県知事による監督

都道府県知事は、住宅宿泊事業者に対し監督を実施することとなり、業務改善命令（法 15 条）、業務停止命令等（法 16 条）、報告徴収及立入検査（法 17 条）等の措置を行うことができるとされている。

■ 住宅宿泊管理業者

(1) 住宅宿泊管理業

前述の家主不在型の場合において、「住宅宿泊事業者から第 11 条第 1 項の規定による委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業」を「住宅宿泊管理業」（法 2 条 6 項）といい、後述の登録を受けてかかる事業を営む者を「住宅宿泊管理業者」という（法 2 条 7 項）。

(2) 登録制

住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないとされている（法 22 条 1 項）。

(3) 住宅宿泊管理業者に課されている義務

住宅宿泊管理業者には、以下のような義務が課されている（【図 3：住宅宿泊管理業者の義務】）。

【図3:住宅宿泊管理業者の義務の概要】

義 務	法・施行令・施行規則の定め
業務処理の原則	法29条
名板貸しの禁止	法30条
誇大広告等の禁止	法31条、国交省規則12条
不当な勧誘等の禁止	法32条、国交省規則13条
管理受託契約の締結前の書面の交付	法33条、国交省規則14条、15条、令3条
管理受託契約の締結時の書面の交付	法34条、国交省規則15条、17条、令3条
住宅宿泊管理業務の再委託の禁止	法35条
住宅宿泊管理業務の実施	法36条(法5条から法10条を準用)
証明書の携帯等	法37条、規則18条
帳簿の備え付け等	法38条、国交省規則19条
標識の掲示	法39条、国交省規則20条
住宅宿泊事業者への定期報告	法40条、国交省規則21条

(4) 国土交通大臣による監督

国土交通大臣は、住宅宿泊事業者に対し監督を実施することとなり、業務改善命令（法 41 条 1 項）、登録の取消し等（法 42 条）、登録の抹消（法 43 条）、監督処分等の公告（法 44 条）、報告徴収及び立入検査（法 45 条）等の措置を行うことができるとされている。

■ 住宅宿泊仲介業者

(1) 住宅宿泊仲介業

旅行業法上の旅行業者以外の者が報酬を得て、「住宅宿泊仲介業務」（法 2 条 8 項）、すなわち、

①「宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」又は

②「住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為」

を行うことを「住宅宿泊仲介業」（法 2 条 9 項）といい、後述の登録を受けて、住宅宿泊仲介業を営む者を「住宅宿泊仲介業者」（法 2 条 10 項）という。従前から、民泊施設を掲載するプラットフォームが存在していたところ、かかるプラットフォームの運営者が、住宅宿泊仲介業者に該当し得る。

(2) 登録制

住宅宿泊仲介業を営もうとする者は、観光庁長官の登録を受けなければならないとされている（法 46 条 1 項）。

(3) 住宅宿泊仲介業者に課されている義務

住宅宿泊仲介業者には、以下のような義務が課されている（【図 4：住宅宿泊仲介業者の義務】）。

【図4:住宅宿泊仲介業者の義務の概要】

義 務	法・施行令・施行規則の定め
業務処理の原則	法53条
名板貸しの禁止	法54条
住宅宿泊仲介業約款	法55条、国交省規則34条から36条
住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示等	法56条、国交省規則37条、38条
不当な勧誘等の禁止	法57条
違法行為のあっせん等の禁止	法58条、国交省規則39条
住宅宿泊仲介契約の締結前の書面の交付	法59条、国交省規則40条、41条
標識の掲示	法60条、国交省規則42条、43条

(4) 観光庁長官による監督

観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者に対し監督を実施することとなり、業務改善命令（法 61 条）、登録の取消し等（法 62、63 条）、業務停止（法 62 条、63 条）、登録の抹消（法 64 条）、監督処分等の公告（法 65 条）、報告徴収及び立入検査（法 66 条）等の措置を行うことができるとされている。

第5 その他の事項について

1 民泊新法の罰則及び旅館業法の改正

以上の規定に違反した者に対しては、罰則が科されることとなっており（法 72 条～ 79 条）、かかる罰則制度により、各規定の履行が担保されている。

なお、住宅宿泊事業者の届出を経ずに住宅宿泊事業を営む者については、旅館業法による罰則が適用される（民泊新法には、これを罰する規定が存在しない。）。

この点に関連して、旅館業法の一部が改正され、①無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置が新設され、また、②無許可営業者等に対する罰金の上限額が 3 万円から 100 万円に引き上げられる等の措置が採られることとなった。⁽¹⁹⁾民泊新法の施行後は、かかる改正旅館業法も併せ運用され、民泊新法の履行が確保されていくと思われる。

2 条例による住宅宿泊事業の実施の制限

前述の 180 日要件（法 2 条 3 項）に関連して、法 18 条は、都道府県等は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるとしている。本稿執筆時点においても、各自治体においては、条例の制定が進められているおり、民泊サービスに関与することを想定している者においては、自治体の動向にも注視する必要がある。

以上

- (1) 民泊新法その他法令においても、「民泊」の定義について特段の定めはない。この点に関連して、「民泊サービスのあり方に関する検討会」の最終報告書である平成 28 年 6 月 20 日「『民泊サービス』の制度設計のあり方について」（<http://www.mlit.go.jp/common/001135805.pdf>）1 頁においては、「住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して、宿泊サービスを提供するもの」と定義付けられている。
- (2) 住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令並びに令及び規則の附則
- (3) 法附則 2 条 1 項及び 2 項、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令 2 号及び令及び規則の附則
- (4) 平成 29 年 3 月 10 日観光庁公表「概要」（http://www.mlit.go.jp/kankochou/news06_000318.html）参照
- (5) なお、昨今においては、国家戦略特別区域法に基づきいわゆる民泊特区制度（旅館業法よりも緩和された許可制）の創設や、旅館業法における簡易宿泊所営業の許可要件を緩和する改正旅館業法施行令の施行等の取組みもなされているが、かかる制度下においても、その許可要件の充足は必ずしも容易ではなく（また、民泊特区制度は利用できる地域が限定されている。）、適法な民泊サービスの活用のための抜本的な解決とはなっていない。
- (6) 旅館業法 3 条の 2 第 1 項は、「旅館業法 3 条 1 項の許可を受けて旅館業を営む者」と規定している。
- (7) 法 2 条 2 項は、「寝具を使用して施設を利用することをいう」と規定しており、旅館業法における解釈を引き継ぐものである。
- (8) なお、実際には、規則は、民泊新法以上の設備を要求していない（規則 1 条）。
- (9) なお、台所、浴室、便所、洗面設備は、1 つの設備が複数の機能（浴室、便所、洗面設備）を有している場合であってもよいとされている（住宅宿泊事業法施行要領（以下「ガイドライン」という。）1-1 (1) ①）
- (10) いわゆる民泊専用マンション（民泊のために新築したマンション）については、本号の要件を満たさないため、民泊新法下においては認められないとされている（193 回参議院国土交通委員会 20 号平成 29 年 6 月 6 日参考人答弁、ガイドライン 1-1 (1) ②）。
- (11) ①現に人の生活の本拠として使用されている家屋②入居者の募集が行われている家屋③随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとされている（規則 2 条）。
- (12) パブリックコメント別紙における国土交通省・厚生労働省の考え方（以下「パブコメ別紙」という。）3 頁、193 回衆議院国土交通委員会 2 号平成 29 年 3 月 3 日参考人答弁
- (13) 前述脚注 4 の「概要」参照
- (14) なお、同条 1 号及び 3 号に基づき、国土交通省告示第 1109 号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」が制定されている（<http://www.mlit.go.jp/common/001212806.pdf>）。
- (15) 具体的には、5 室とされている（規則 9 条 2 項）。
- (16) 日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在とされている（規則 9 条 3 項）。詳細はガイドライン 2-2 (7) ③を参照。
- (17) 具体的には、①住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき（住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。）②届出住宅の居室であって、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が 5 以下であるときとされている（規則 9 条 4 項）。
- (18) 具体例については、ガイドライン 3-2 (2) を参照。
- (19) 「旅館業法の一部を改正する法律案の概要」<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/195-01.pdf>
- (20) 政令で定める基準としては、令 1 条が、「①法第十八条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。②住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。③住宅宿泊事業を実施してはならない期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。」と規定している。

弁護士
柴野相雄
(1975年生)

Tomoo Shibano
直通 / 03-6438-5562
MAIL / tshibano@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

IT・通信 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / ブランド / 著作権 / 特許 / 商標 / 不正競争 / 広報法務 / リスクマネジメント / 不正調査 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / その他国際法務 / 人材・教育・福祉 / 一般企業法務

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2002)

弁護士
波多江崇
(1978年生)

Takashi Hatae
直通 / 03-6438-5700
MAIL / thatae@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 刑事訴訟 / 一般企業法務 / 広報法務 / リスクマネジメント / 不正調査 / IT・通信 / 特許

【登録、所属】

東京弁護士会(2006) / CIPP/US (Certified Information Privacy Professional) (2015) / 情報ネットワーク法学会

弁護士
菅野邑斗
(1991年生)

Yuto Kanno
直通 / 03-6438-4558
MAIL / yukanno@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A / 消費者関連法 / 一般企業法務 / IT・通信 / 破産・特別清算 / 私的整理・事業再生ADR / 商事関連訴訟 / 消費者対応

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2015)

弁護士
白 泰成
(1989年生)

Thaesong Paek
直通 / 03-6438-6084
MAIL / tpaek@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 商事関連訴訟/アジア(韓国)

【登録、所属】

東京弁護士会(2016)

人工知能(Artificial Intelligence)と知的財産法

—— 弁護士 柴野相雄
—— 弁護士 松村将生

第1 はじめに

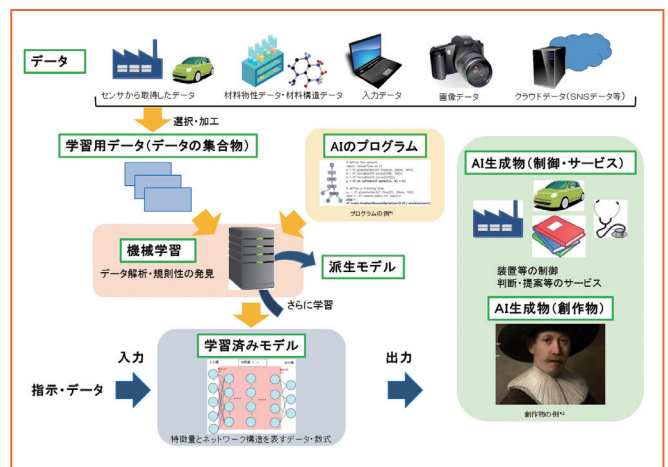
人工知能(以下「AI」という。)と一口に言ってみても、鉄腕アトムやドラえもんのような、何でもできる汎用的なAIから、人間の知能の特定機能を代替するものまで、その包含する意味は幅広い。前者の汎用的なAIについては現在の技術では実現困難とされているが、後者の特定機能を代替するAIは広く社会に実装されている。

特定機能を代替するAIを作る方法は様々ある中で、昨今の第3次AIブームの火付け役となったのは、機械学習という方法の中の、深層学習(ディープラーニング)という手法が登場したことによる。

深層学習を含む機械学習においては、大量の学習用データを用いて、特定の機能を持たせることを目的として学習を行い、いわゆる「学習済みモデル」を生成する。この学習済みモデルに新たなデータや指示を入力することで、AIは「AI生成物」を出力する。

本稿においては、①学習用データ、②学習済みモデル、及び③AI生成物に関する現行知財法制度上の取扱いを整理した上で、それぞれの利活用に係る留意点を概説する。

図1 機械学習を用いたAIの生成過程のイメージ



(出典:知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会報告書概要」)

第2 学習用データと知的財産法

1 現行制度上の取扱い

学習用データは、一般的には、膨大な情報(データ)の集合体(ビッグデータ)であることが想定されるが、著作権法上、「データベースで情報の選択又は体系的な構成」に創作性が認められれば、「著作物」(同法第2条1項1号)として保護される(著作権法第12条の2)。これは、あくまでデータの集合の方法に着目した保護であり、ビッグデータに含まれる個々のデータそのものを保護するものではないが、ビッグデータを構成する情報自体が、「思想又は感情を

創作的に表現」したものであれば、「著作物」として保護されうる。

また、データが、秘密管理性・非公知性・有用性の要件を満たす場合、不正競争防止法（以下、「不競法」という。）上の「営業秘密」（不競法第2条6項）として保護される。さらに、構造を有するデータであれば、物（プログラム）の発明として、特許法上の保護を得られる可能性がある（特許法第2条3項1号、同条4項⁽³⁾）。

② 利活用に係る留意点

学習用データについては、自身で収集するか、他者から取得することが想定される。まず、自身で収集する場合、収集した学習用データに他人が著作権を有する著作物（画像、音声、文章等）が含まれる可能性があるが、著作権法47条の7は「著作物は、電子計算機による情報解析・・を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案・・を行うことができる」旨を規定しており、機械学習は基本的に「電子計算機による情報解析」に当たると考えられるため、学習用データを収集し、コンピュータへ入力することを適法に行うことは可能である。但し、同条の規定で可能となるのは記録又は翻案であるため、当該学習用データの複製物を第三者に提供・提示することや、学習用データに含まれる著作物の創作的表現がAIより出力されてしまった場合には、著作権侵害になる可能性があるため留意が必要である（著作権法第47条の10、49条1項5号参照）。

他方で、他者から学習用データを取得する場合、原則として契約に基づいて当該データの利用権限等を設定することとなるが、入力するデータの利用権限のみならず、当該データに基づき作成された「学習済みモデル」や、当該モデルから新たに出力されたデータの利用権限に至るまで、自身のビジネスモデルに合わせて適切に利用権限を設定する必要がある。

また、現在の知的財産法上は保護されないデータであっても、経済的に価値のあるデータについては、データを利活用したいというニーズがある一方で、第三者による不正な取得や利用からの保護の要請との調和の観点から、現在、そのようなデータの取扱いについて、政府の知的財産戦略本部や経済産業省等において様々な議論がされている。特に経済産業省においては、ビッグデータを念頭に、①技術的管理性（パスワード管理、暗号化等がされていること）、②限定的な外部提供性（営業秘密と異なり、特定の者に対し選択的に提供することを予定していること）、③有用性という要件を満たす電子データの集合物の全部または一部について、第三者が管理侵害行為によってデータを取得する行為等を、不競法上の不正競争行為と位置づけ差止請求権等⁽⁵⁾を行使できるようにする旨の検討が行われている。

第3 学習済みモデルと知的財産法

① 現行知財制度上の取扱い

学習済みモデルは、定義上、著作権法又は特許法上の要件を満たせば、プログラムの著作物（著作権法第10条1項9号）や物（プログラム）の発明として保護されうる。また、前述した不競法上の要件を満たせば営業秘密としても保護されうる。

② 利活用に係る留意点

「学習済みモデル」は現行知財制度上も一定の保護を受けられるが、当該保護の実効性が問題となる。「学習済みモデル」については、その中身がブラックボックスであったとしても、当該モデルに対してデータの入出力を繰り返すことにより得られる結果を基にすれば、一から学習を行うよりも効率よく、同様の機能を有する新たな「学習済みモデル」を作成することができる。しかしながら、こうして作成された新たな「学習済みモデル」に対して、基となった「学習済みモデル」の権利侵害を主張・立証することは現状難しいと考えられている。

さらに、「学習済みモデル」には、新たなデータを学習することで常に進化し続けるものもあり、一定時点における「学習済みモデル」の保護を検討することは現実的ではなく容易でもない場合もある。

そのため、「学習済みモデル」を利活用するにあたり、どのように保護するのか、ビジネスモデルと併せて検討する必要があるが、「学習済みモデル」を営業秘密として秘匿する以外には、契約により、ビジネスモデルに合わせた利用権限の設定等を行っていくことが肝要である。

第4 AI生成物と知的財産法

① 現行知財制度上の取扱い

AI生成物のうち、人がAIを道具として生み出した物に関しては、人による創作であるため著作権法や特許法上の要件を満たせば、同法による保護を受けられる。しかし、AIが人の簡単な指示等によって自律的に生成したと評価される生成物（以下「AI生成物」という。）に関しては、現行知財制度は人による創作を前提としているため、保護されていない。

② 利活用に係る留意点

今後、人が生み出した生成物とAI生成物を外形上見分けることが困難になっていくことが想定されるが、特にAI生成物が一見すると「著作物」に該当し、著作権法上の保護を受けうる外観を有する場合、（1）利用の場面でも、誰から許諾を取得すべきかの判断や、（2）裁判の場面でも、誰に責任を問えばよいか（例えば、AIの利用者（AIを道具として利用したとは評価されないが、AIを用いた者）のど

く簡単な指示により、AI が生成したものについて、AI 利用者の依拠性が認められるか等」といった問題に直面することが予想される。

AI を活用して創作活動を行う場合、学習済みモデルの利用者に創作的意図があり、具体的な出力である AI 生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が AI を道具として使用して当該 AI 生成物を生み出したといえるため、当該 AI 生成物には著作物性が認められ、その著作権者は利用者となる⁽⁷⁾。具体的にどのような行為が創作的寄与に該当するかは個々の事例毎に判断せざるを得ないが、AI が出力したものをそのまま利用するのではなく人の手を加えれば著作権が生じると考えられるため、AI が作成したことを売りにする場合でないならば、利用者への権利帰属を確実にするために、何らかの創作的寄与を行うことが肝要であると考ええる。

以上

- (1)「学習済みモデル」とは、一般に「AI のプログラムとパラメータ(係数)の組み合わせ」として表現される関数であるとされている。(知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会「新たな情報財検討委員会報告書」平成29年3月 25頁参照)
- (2)データベースとは、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」(著作権法第2条1項10の3号)
- (3)特許庁「IoT関連技術の審査基準等について」25頁参照(https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/iot_shinsa_161101/all.pdf)
- (4)上野達弘「人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の課題」民事法研究会「知的財産紛争の最前線No.3」62頁参照。
- (5)産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「データ活用促進に向けた検討中間報告(案)」平成29年11月 参照

(6)前掲注1参照

(7)知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会「新たな情報財検討委員会報告書」平成29年3月 36頁参照

弁護士
柴野相雄
(1975年生)

Tomoo Shibano
直通 / 03-6438-5562
MAIL / tshibano@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

IT・通信 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / ブランド / 著作権 / 特許 / 商標 / 不正競争 / 広報法務 / リスクマネジメント / 不正調査 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / その他国際法務 / 人材・教育・福祉 / 一般企業法務

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2002)



弁護士
松村将生
(1984年生)

Masao Matsumura
直通 / 03-6438-5778
MAIL / mmatsumura@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / 著作権 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / 特許 / 商標 / 意匠 / IT・通信 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2012) / NPO法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク / 弁護士知財ネット / 東京弁護士会リーガルサービスジョイントセンター人工知能部会 / 知的財産研究所「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方に関する調査研究」オブザーバー(2016)



賞金付きゲーム大会(e-Sports)の動向と日本の法規制

—— 弁護士 中山 茂

第1 はじめに

近時、「e-Sports」(スポーツ・競技としてのビデオゲームの複数プレイヤーによる対戦)が話題になる機会が増えている。海外の大会における賞金の高額化や、プロプレイヤーの活躍などが注目され、2022年のアジア競技大会では、e-Sports が正式なメダル競技種目になるとも発表されている⁽¹⁾。

日本でも、東京ゲームショウ2017や、CEDEC 2017等のイベントでe-Sportsが取り上げられ、最近では、日本におけるe-Sportsの団体が連合して、国内初のプロライセンスを発行するということも話題になっている⁽²⁾。

日本におけるe-Sportsの発展のため、賞金付きのゲーム

大会を開催することについては、これまでも法的規制との関係が検討されてきたところであるが、一般的には、日本における法的規制のハードルは高いと言える。本記事では、海外において展開されている賞金付きゲーム大会も参考にしつつ、日本での法的規制を改めて概観する。

第2 海外における賞金付きゲーム大会

賞金付きのe-Sportsのゲーム大会は、世界の様々な国で行われているが、獲得賞金のランキングとして公表されているものなどによると、米国、中国、韓国のプレイヤーが多いと言われている。

2017年には、米国における「Dota2」というゲームの公式世界大会(「The International 2017」)で、史上最高の賞金額が出たとして話題になった。この大会は、2017年8月2日～12日に米国のシアトルで開催され、賞金総額は、最終的にe-Sports史上最高賞金総額の約2478万ドル(約27億円)となり、優勝したチームは、優勝賞金とし

て約 1086 万ドル（約 12 億円）を獲得したとされている。⁽³⁾

Dota2 は、マルチプレイヤーオンラインバトルアリーナ（Multiplayer online battle arena、略称「MOBA」）と呼ばれるジャンルで、プレイヤーが 5 人ずつの 2 チームに分かれ、各キャラクターを操作し、味方プレイヤーと協力しながら、敵チームの本拠地を破壊して勝利を目指すというタイプのゲームである。

Dota2 では、ユーザーによるゲームの課金が賞金に上乗せされる方式が採られており、多数のユーザーが課金をすればするほど、賞金が増額していくことになる。

日本でも、今後、賞金付きゲーム大会を開催する上では、

- ・ゲームに参加するユーザーからの課金（アイテム購入等）を賞金に反映できるか
- ・大会の観衆・視聴者から徴収する費用等を賞金に反映できるか

等が、ポイントになると思われる。

第3 日本における法規制

賞金付きゲーム大会を日本で実施する上で、検討すべき主要な法的規制としては、下記のものが挙げられる。

法 令	内 容
刑法	「賭博」に該当するか否か。 ⇒参加者が、「財物の得喪を争う」関係にある場合は、賭博罪（刑法 185 条）等により、刑事罰の対象となる。
景品表示法	「景品」の提供に該当するか否か。 ⇒賞金の提供が、「景品」の提供に当たる場合、賞金の上限額等について制限を受ける。
風俗営業法	「ゲームセンター営業」に該当するか否か。 ⇒賞金付きゲーム大会がゲームセンター等の営業に当たる場合、同法が定める各種規制の対象となり、賞金の提供は禁止される。

❶ 刑法の賭博罪（刑法 185 条）等との関係

刑法の賭博罪の規定は、「賭博をした者は、50 万円以下の罰金又は科料に処する。」として、賭博行為を禁止している。ここでいう「賭博」とは、①偶然の勝敗に関して、②財物を賭け、③その得喪を争うことをいうと解釈されている。「得喪を争うこと」とは、勝者が財産を得て、敗者がこれを失うことを意味するものとされる。

ゲームの場合は、当事者の実力によって結果が左右されるものの、「偶然」の要素を否定することは困難であり、「偶然の勝敗」の要件は、一般的に肯定される（賭け麻雀や賭けゴルフにおいて、力量の差があっても賭博に該当するのと同様である。）。

したがって、主要な問題としては、プレイヤーが財物を賭けて、その得喪を争うと言えるか否か、という点となる。

この点、参加者が一定の参加料を支払い、それが賞金の原資となる場合には、「財物の得喪を争う」関係が否定できないと考えられる。反対に、大会への参加が無料であり、

参加者が財物を失う可能性が全くなければ、この問題はクリアできると考えられる。

したがって、参加者からは参加料等を徴収せず、大会に参加しない観客からの入場料や、スポンサーからの協賛金を賞金の原資とする場合であれば、賭博には該当しないと考えられる。

もし、Dota2 のように、ユーザーからの課金を賞金に反映させる場合には、賭博罪との関係で、この点をどうクリアするかが問題になる。このためには、ユーザーの課金と賞金とが直接関係しない、と合理的に説明できる必要があるが、容易ではないと考えられる。

❷ 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）との関係

景品表示法は、取引に付随する「景品」の提供を規制しており、ゲーム大会の賞金が「景品」に該当する場合、以下の金額制限がかかることとなる。

賞品の最高限度額	取引価格の20倍まで(上限10万円)
賞品の総額	売上予定総額の2%まで

この制限を受ける場合は、賞金の上限が最大で 10 万円とされてしまうため、賞金付きゲーム大会に対する大きな制約となり得る。

この点、「景品」とは、①顧客を誘引するための手段として、②商品・サービスの取引に付随して提供する、③物品、金銭その他の経済上の利益とされている。賞金付きゲーム大会との関係では、特に②の「取引付随性」の要件が問題となると考えられる。

取引付随性は、「自己が供給する商品又は役務の取引」に関する場合だけでなく、他の事業者が行う企画であっても、「自己が協賛、後援等の協力関係にあつて、共同して経済上の利益を提供していると認められる場合」等にも、満たすとされている。⁽⁴⁾

したがって、対象ゲームのメーカーやディストリビューター等が、当該大会の主催・協賛・後援等に加わる場合は、「取引に付随する」と見られ、景表法の規制対象となる可能性がある。

なお、この問題に関しては、消費者庁における法令適用事前確認手続（ノンアクションレター制度）を利用して、株式会社国際カジノ研究所が行った照会結果（2016 年 9 月 9 日付）が参考になる。⁽⁵⁾ この照会は、「ゲームの大会を開催し、賞金を提供することが景表法上の景品に該当するか」という問題について、詳細に事案設定の上、2 種類の照会を行ったものである。これに対して消費者庁は、一方は景表法の対象とならず、もう一方は対象となると回答した。回答のポイントをごく簡単に抜き出すと、以下の通りである。

対象とならない場合	「企画において、有料ユーザーが有利になるということはない」という事実を前提とし、「実際に有料ユーザーが賞金の提供を受けることが可能又は容易とはなっていないという状況が認められる場合」には、賞金は、「取引に付随」して提供されるものに当たらない。
対象となる場合	「ゲームにおける技術向上のためには、原則的に繰り返しのゲームプレイが必要であるため、有料ユーザー以外の者が賞金を獲得する可能性は低い」という事実を前提にすると、当該企画は、「有料ユーザーが賞金という経済上の利益の提供を受ける事が可能又は容易になる企画」であり、賞金は、「取引に付随」して提供されるものに当たる。

上記はごく単純化したものであるが、「ユーザーによる支払いが、大会の結果を有利にするかどうか」という点が、取引付随性の一つの判断要素となるものと考えられる。

しかし、一般的には、ゲームをプレイしたことのある有料ユーザーの方が、はじめてプレイする人間よりも有利であると思われ、e-Sportsの大会は、後者の「対象となる場合」に該当する可能性が高いと思われる。

したがって、対象ゲームのメーカーやディストリビューター等が大会の主催・協賛・後援等に加わる場合には、景表法における「取引付随性」を否定することは、容易ではないと考えられる。

❸ 風俗営業法との関係

賞金付きゲーム大会の実施に際しては、風営法上の「ゲームセンター等の営業」に該当するか否かも検討が必要となる。

風俗営業法は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備」を設置して行う営業を規制対象としているところ、賞金付きゲーム大会は、いわゆる「テレビゲーム機」を利用する形態が一般的に想定されるためである。

「ゲームセンター等の営業」に該当する場合、都道府県公安委員会の許可が必要となる（同法3条1項）。また、風営法上の遵守事項（同法12条から26条）の一つとして、遊技の結果に応じて現金又は有価証券を賞品として提供することが禁止されるため（同法23条2項）、そもそも、賞金の提供はできないことになる。

賞金付きゲーム大会の実施が、ゲームセンター等の営業に該当するかは、①開催場所が、「店舗その他これに類する区画された施設」に該当するか、及び②大会の開催が同法で言う「営業」に該当するか、といった要件の該当性がポイントになる。

まず、①については、「店舗」とは、「社会通念上一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立した施設」をいい、また、「その他これに類する区画された施設」とは、いわゆるゲームコーナーのように「店舗」に当たらない区画された施設であって、ゲームセンター等の営業が行われるものをいう。

もし、大会の開催場所が、外界から区分されていない場所、例えば屋外の広場等であれば、一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立していないとして、「店舗」に該当しないと主張できると考えられる。

他方、屋内で実施する場合には、上記の「店舗その他こ

れに類する区画された施設」の要件を否定することは容易でないと考えられる。

「その他これに類する区画された施設」については、ホテル、旅館、大規模小売店舗又は遊園地内における例外も存在するが（同法2条1項5号、同施行令1条の3）、これを満たすためには、大会の開催場所が相当限定されることになる。

また、②に関しては、「営業」とは、営利の目的をもって、同種の行為を反復継続する意思で行う行為とされており、行われる遊技の回数・一回あたりの遊技料金その他の遊技の方法、或いは風営法の目的を阻害するおそれ等を総合的に勘案して判断される。

賞金付きゲーム大会が、もともと風営法が想定していた営業といえるかは微妙なところであるが、現実には、大会がゲームの普及や開催者等の利益につながる側面は否定できず、「営業」該当性を否定することも難しいと思われる。

したがって、賞金付きゲーム大会の開催に際しては、風営法の「ゲームセンター等の営業」に該当しないかどうか、慎重に検討する必要がある。

第4 まとめ

以上のとおり、日本で賞金付きゲーム大会を実施するには、少なくとも、刑法、景表法、風営法の抵触の問題を慎重にクリアする必要が生じる。これらは必ずしも容易ではなく、日本での賞金付きゲーム大会に対する大きな制約である面は否定できない。

今後の課題としては、これらの法規制をどのようにクリアするか、場合によっては、立法的な解決も含めて、検討が必要と思われる。

以上

(1) The Olympic Council of Asiaのウェブサイトにおける2017年4月17日付リリース

(2) <https://www.cesa.or.jp/uploads/2017/release20171213.pdf>

(3) <https://www.dota2.com/international/overview/>

(4) 「景品類等の指定の告示の運用基準について」[4]「(2)」[ウ]

(5) http://www.caa.go.jp/info/nal/pdf/info_nal_160909_0004.pdf

http://www.caa.go.jp/info/nal/pdf/info_nal_160909_0005.pdf

(6) 「遊技設備」とは、「テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）」とされている（風営法施行規則3条2号）。

(7) 風営法解釈運用基準「第3」[3]

弁護士
中山 茂
(1980年生)

Shigeru Nakayama
直通 / 03-6438-5705
MAIL / snakayama@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレートガバナンス / 著作権 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / IT・通信 / リスクマネジメント / 不正調査

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2006) / 「知的財産管理技能検定」技能検定委員(2011)

衛星リモートセンシング法の概説と 衛星データ活用の未来

—— 弁護士 新谷美保子

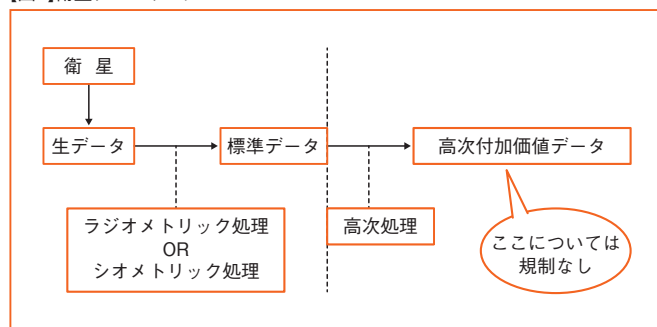
第1 はじめに

昨年（平成 28 年）11 月 16 日、宇宙 2 法と言われる「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号、以下「宇宙活動法」という）」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの確保に関する法律（平成 28 年法律第 77 号、以下「衛星リモセン法」という）」が成立し、衛星リモセン法が本年 11 月 15 日に完全施行された。衛星リモセン法は衛星リモセン画像の悪用を防いで安全保障を担保しつつ、今後様々な産業に衛星リモセン情報が使われるよう、衛星データの利活用のためのルールを明確化しているため、この要点を概説したい。本稿が、非宇宙産業の企業において衛星データの利活用の一助となれば幸いである。

第2 衛星リモセン法

衛星によるリモートセンシングとは、衛星に搭載したセンサーを使って地球を観測することをいい、衛星に搭載したセンサーが、地球上の陸域、海域、雲などが反射した、あるいは自ら放射した電磁波（光や電波）を観測することにより、衛星リモートセンシングデータが得られる（以下では「リモートセンシング」を「リモセン」ともいう）。このデータを解析することにより、海面の温度や雲の状態、地表の状況（農作物、都市化、森林、火山等）を知ることができる。衛星リモセンデータは、データの取得方法により、目で見ることのできない情報をも網羅的に取得できることに特徴があり、取得できた情報により様々な使用方法が考えられる⁽¹⁾。

【図1】衛星リモセンデータ



本法では生データ、標準データについてそれぞれ規制となる基準が定められており、高次付加価値データについては、高次付加価値データに処理した後は不可逆なデータと

なり画像悪用等の不正使用のおそれが高いため、規制がなされていない。

以下では今回の立法により定められた衛星リモセンデータ利活用のルールについて概説する。

■法規制の対象範囲

①衛星リモートセンシング装置の使用：許可制

衛星リモートセンシング装置とは、衛星に搭載されたセンサーを含む装置で、内閣府令で定める基準に該当する性能のものをいい（衛星リモセン法第 2 条 2 号）、当該センサーの区分に応じて内閣府令で定める基準⁽²⁾に該当しない装置の使用に関しては本法の対象外である。

また、衛星リモセン法第 4 条 1 項は、「国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。」としている。つまり、日本国内に「操作用無線設備」があるリモートセンシング衛星の操作・記録送信に関してのみ今回の許可の対象とされている。そこで例えば海外に「操作用無線設備」があるリモセン衛星の操作・記録送信・記録の取り扱う場合は今回の法規制の対象外である。

②衛星リモセン記録の取扱い：認定制

衛星リモセン法 2 条 6 号によれば「衛星リモートセンシング記録」とは「国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された」記録に加工を行った電磁的記録のうち対象物判別精度、記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度（加工処理のレベル）、記録されてからの経過時間等を勘案して内閣府令で定める基準に該当するものをいい、衛星リモセン記録を取り扱う者は、当該対象物判別精度、加工処理のレベル、記録からの経過時間等を勘案した区分に応じて、リモセン記録を適正に取り扱うことができると認められる旨の認定を受けることができるとされている（21 条 1 項）。

そこで、海外に操作用無線設備があるリモセン衛星の画像を買う場合は、どれだけ高対象物判別精度の衛星画像を国内で受信しても本法律の衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を取得する必要がないということになる。また、内閣府令で定める基準に該当しない記録の取り扱いも本法の適用範囲外となるので、内閣府令の詳細については以下²で記載する。

③衛星リモセン記録保有者（つまり装置使用者＋認定取扱者）は、許可を受けた装置使用者、認定取扱者、特定取扱機関（国、地方公共団体、外国政府機関）以外にリモセン記録を提供してはならない（第 18 条）。提供する際は①衛星リモセン記録を提供する際の暗号化等②衛星リモセン記録の安全管理に必要な措置（漏

えい、滅失、毀損の防止等）をしなければならない（第20条）。

④内閣総理大臣は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼす恐れがあると認める十分な理由があるときは、範囲・期間を定め、衛星リモセン記録の提供の禁止を命ずることができる（法第19条）。なお、上述の通り、衛星リモートセンシング記録とは、「国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置」の使用により地上に送信された記録に加工を行った電磁的記録を指すが、国内に住所もしくは居所を有しない自然人や法人で、外国において当該記録を扱うものを「外国取扱者」とし、19条3項で前2項を外国取扱者にも準用している。

⑤本法に違反した者には罰則規定があり（第33条）、同条第6号の一部及び第7号違反の罪については日本国外で違反行為をした者についても、国外犯罰則規定を設け（第36条）、衛星リモセン記録の適正な取扱の実効性を確保している。

② 法規制の対象となる「衛星リモートセンシング記録」

前述した通り、衛星リモセン法では、衛星リモセン装置についてセンサーの区分に応じて分類され、当該センサーの区分ごとに衛星リモセン装置にあたるか、または衛星リモセン記録にあたるかの基準が定められている。具体的には以下のとおりである。なお、電波、光、放射線はすべて波形の異なる「電磁波」である。

【図2】衛星リモセン法による規制

	生データ 対象物判別精度 ⁽³⁾	標準データ 対象物判別精度
光学センサー	2m以下 記録されてから5年以内	25cm未満
SARセンサー	3m以下 記録されてから5年以内	24cm未満
ハイパースペクトル センサー	10m以下かつ波長帯49超えるもの 記録されてから5年以内	5m以下かつ波長帯49超えるもの
熱赤外センサー	5m以下 記録されてから5年以内	5m以下

日本で現在運用されている衛星を例にとってみると、例えばだいち2号（ALOS-2）はSARセンサーの対象物判別精度が3メートル以下であるため、衛星リモセン法で規制の対象となる衛星リモートセンシング装置に該当し、ここから得られる生データは本法に定める衛星リモートセンシング記録にあたる。一方、標準データの規制を見てみると、光学センサー（対象物判別精度25センチ以下）、SARセンサー（対象物判別精度24センチ以下）など、本稿の執筆現在では、日本で運用されている衛星からこの対象物判別精度の標準データは取得されていない。

なお対象物判別精度で見える画像のレベルであるが、対象物判別精度1メートルの画像では車があることは分かって

も種類までは分からず、対象物判別精度50センチでトラックか乗用車かなどの種類が何とか判別でき、対象物判別精度25センチでは車の車種は判別でき、対象物判別精度10センチで車一台ごとの特徴が説明できるレベルまで来ると言える。

第3 一般的な事業者による衛星データの利用

通常の会社が事業の中に衛星データで取得できる情報を利用しようとする場合、衛星自体を保有・管理することは通常考えにくく、衛星データを取扱事業者から取得して使用することを考えるであろう。その場合に本法律がなんらかの影響を与えるであろうか。

この点、上記で説明した通り、通常の会社が事業の中に衛星データで取得できる情報を利用しようとする場合、基本的にはその目的用途に応じて処理加工されたデータを購入することが考えられる。この場合、仮に当該データを宇宙空間から取得してきた衛星が本法で規制の対象となる衛星に該当したり、生データが本法の規制となる対象の対象物判別精度であったとしても、不可逆に加工された高次付加価値データを入手する場合に本法の規制対象にはならないため、これを購入する事業者が何らかの規制対象になることはない。また、仮に海外から高い対象物判別精度をもつ衛星データを入手することを考えた場合であっても、その衛星の操作用無線設備が日本国内になれば、当該衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された記録を取り扱ったとしても、本法の対象にはならない。

よって、本法により許可や認証を受けなければならないのは、国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用する者や、ここから得られる生データを、委託をうけて扱う業者等であるといえる。また、通常のデータ販売業者は標準処理データを加工して付加価値のある解析データを作ることになるが、前述の通り執筆現在日本国内から操作する無線設備では本法のような高分解能画像を扱うものはない。従って、一般的な事業者がそのビジネスの中に衛星データを利用しようとするに、当該事業者が本法に基づく許可や認証をとることは現状では想定されていないといつてよい。

それでは、目に見えない地球の情報をビジネスのソリューションに使いたいと考えた場合、どのような使い方が考えられ、またその前提としてどこからデータを取得できるのか、以下で言及したい。

第4 衛星リモートセンシング記録活用の未来

❶ 世界市場に目を配ると、衛星リモセン市場は年15%程度の成長率で、今後10年で約4倍に拡大するとの見通

しも立てられている。ただし、市場は安全保障分野が大きく、衛星を持たない新興政府に対する衛星データの画像販売が伸びているといえる。一方で、解像度が上がる衛星リモセン記録を利用して、海外のみならず国内でも、資源探査、農業、環境、土地利用、海洋、防災などにおいて、衛星データが活用されている。このように衛星リモセンデータでは、人間の目ではとらえきれない地表面温度や地殻変動解析、立体視による地形データ作成による水の流れなど、多くの地表の情報が取得できる。

例えば、農業の分野で言えば、気象情報も複合させて農作物の生育状況を管理したり、収穫順序を客観的に決めることができる。また水温分布や天気予報等の情報を集約し、有望な漁場の発見できたり、海流予測により燃料費節減をすることもできる。更に海外では駐車場のデータによるマーケティングや石油の備蓄量を推計して金融商品に活かすなどの動きもあり、アイディア次第で付加価値を付けたサービス提供をビジネスにすることも考えられる。また、衛星を持たずに衛星データを各社から集めてビッグデータを作成し、人工知能（AI）で解析するなどして付加価値のある衛星データを販売している海外企業もある。

2 どのような衛星リモセン画像を誰から入手すればいいのかについては、本稿の脚注（1）で引用した内閣府作成の「衛星データをビジネスに利用したグッドプラクティス事例集」の41頁「4. 衛星データの仕様および提供者」にも記載されているが、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）はホームページでリモートセンシングデータカタログを公開している。

（URL：<http://aerospacebiz.jaxa.jp/solution/satellite/>）。これを使用して検索すれば、個別のデータが「どのような種類で」「どのような形で」「どこに保存されており」「どのように利用可能か」「価格体系（有償／無償）」といった観点が明確に分かるようになっている。

第5 最後に

宇宙産業とはかかわりのない事業を行う企業が、当該事業に新たなソリューションを見出す際に、衛星データが無限にもつ可能性を利用することは大いに考えられる。その際、本法はどのような規制を持っているのか、一般の事業者も何らかの規制対象になるのかについて質問を受ける機会が増えてきたため本稿を執筆した。衛星から得られる情報と言えば、リモセンデータに並び、日本では準天頂衛星システム⁽⁴⁾の運用も始まり、日本のみならず世界でも、衛星データの利用に関しては情報通信技術との融合により、新しいアイディアを早く出したもの勝ちの時代に突入しているといえる。日本の産業界にも是非衛星から得られるデータを利活用し

てほしいと願っている。

以上

- (1)「衛星データをビジネスに利用したグッドプラクティス事例集」参照<http://www8.cao.go.jp/space/goodpractice/goodpractice-h.pdf>
- (2)内閣府令第2条。例えば、光学センサーを載せたリモセン衛星の場合、対象物判別精度が2メートル以下のもの、SARセンサーを載せたリモセン衛星の場合、対象物判別精度が3メートル以下のものが本法のいう衛星リモセン装置であるとされている。詳しくは図2参照
- (3)対象物判別精度（分解能）とは、簡単に言えば、地上において受信した電磁波を、パソコンの画面上で視覚により認識できる状態に拡大した時に判別できる物の程度のことをいう。
- (4)日本版GPSとも言われ、精度の高い衛星測位システムである。現在4機が打ち上げられ、来年度からはこの4機体制による運用が開始し、日本全域をカバーできるようになるとされている。

弁護士
新谷美保子
(1978年生)

Mihoko Shintani
直通 / 03-6438-5706
MAIL / mshintani@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
知財戦略支援 / IT・通信 / エマージング・カンパニー / 知財訴訟・審判 / 特許 / 著作権 / 商標 / 不正競争 / 意匠 / ブランド / 宇宙産業

【登録、所属】
第一東京弁護士会(2006)

「石けん百貨」事件 ―検索連動型 広告と商標の使用―

―― 弁護士 栗林知広

本稿では、インターネットショッピングモール運営者による検索連動型広告における標章の使用が、商標権侵害に該当するかという論点等について、石けん百貨事件（大阪高裁平成 29 年 4 月 20 日判決（平成 28 年（ネ）1737 号））を紹介、解説する。

第1 はじめに

検索連動型広告（リスティング広告）とは、Google や Yahoo などのインターネット上の検索エンジンにおいて、インターネット利用者が検索したキーワードに関連する広告を、検索結果表示画面の上部、下部、側部等に表示する手法の広告をいい、代表的なものとして、Google 社の提供する「Google Adwords」や、Yahoo 社の提供する「スポンサーサーチ」等が挙げられる。検索連動型広告の利用の設定をする場合、広告主はまず、自社の広告を表示対象とするキーワードを購入し、表示する広告内容の登録をする必要があるが、かかるキーワードや広告内容に他社の登録商標が含まれるときは、商標権侵害の問題が生じ得る。

検索連動型広告と商標権侵害の問題に関しては、①商標権者・広告主間の紛争、②商標権者・検索エンジン運営会社間の紛争、③商標権者・インターネットショッピングモール運営者間の紛争に分類して議論されることがあるが⁽¹⁾、本稿では、このうち③の類型にあたる裁判例として、大阪高裁平成 29 年 4 月 20 日判決（平成 28 年（ネ）1737 号）〔「石けん百貨」事件〕を紹介する。

第2 事案の概要

本件は、以下の商標登録にかかる商標権（以下「本件各商標権」という。）を有する控訴人 X(原告)が、被控訴人 Y(被告)が、Google や Yahoo 等の検索エンジンの検索結果表示画面の広告スペースにおいて、「石けん百貨」等の表示に、Y の運営するインターネットショッピングモール「楽天市場」で扱われている商品のリスト表示画面へのハイパーリンクを施す方式による広告（以下「本件広告」という。）を表示した行為が、X の本件各商標権の侵害行為にあたり、また不正競争防止法 1 条 1 項 1 号の不正競争にあたるとして、損害賠償を請求したが、原審（大阪地方裁判所平成 28 年 5 月 9 日判決（平成 26 年（ワ）8187 号））は X の請求をいづれも棄却したため、X が控訴を申し立てたという事案である⁽²⁾。

石けん百科	石けん百貨	石鹸百科
(登録4933873号) 〔第37類 洗濯又はこれに関する情報の提供・指導及び助言他〕	(登録5039119号) 〔第3類 せっけん類、歯磨き〕	(登録5221584号) 〔第37類 洗濯又はこれに関する情報の提供・指導及び助言他〕

本件広告のハイパーリンクをクリックすると、楽天市場のサイトにおいて「石けん百貨」をキーワードとした検索結果が表示された画面（以下「楽天市場リスト表示画面」という。）へ移動し、同画面に加盟店である訴外 A が販売する石けん商品が表示されていた。加盟店の出店ページ（加盟店の出店ページは、加盟店が自らの責任で制作する。）において登録されたキーワードが使用されている場合に、楽天市場内の検索結果として、当該出店ページにおいて出品されている商品が楽天市場リスト表示画面に表示されるところ、訴外 A の出店ページには、「石けん百貨」等がいわゆる隠れ文字として使用されていた。なお、Y は加盟店との出店規約において、加盟店に対し、第三者の知的財産権等の権利の侵害や第三者に不利益を与える行為を禁止するとともに、隠れ文字の使用を「お客様へ混乱、誤解や迷惑を与える行為」として禁止していた。

第3 判旨

本件の主な争点は、Y による本件広告の表示行為が被告による商標の使用に該当するか否か、具体的には、広告等を内容とする情報に「石けん百貨」という標章を付して電磁的方法により提供する行為（商標法 2 条 3 項 8 号）に該当するか否かであったが、本判決は、次のとおり、Y による商標の使用は認められないとした。

すなわち、「Y が広告主である」「石けん百貨」との表示を含む検索連動型広告のハイパーリンク先の楽天市場リスト表示画面において、登録商標である「石けん百貨」の指定商品である石けん商品の情報が表示された場合には、これをユーザーから見れば、………両画面が一体となって、「石けん百貨」ブランドの石けん商品を買いたいなどの動機により Google 等で「石けん百貨」をキーワードとして検索をしたユーザーを、Y の開設するウェブサイト内にある、「石けん百貨」の指定商品である石けん商品が陳列表示された石けん商品販売業者のウェブページに誘導するための広告であると認識されるのであるから、Y が当該状態及びこれが商標の出所表示機能を害することにつき具体的に認識するか、又はそれが可能になったといえるに至ったときは、その時点から合理的期間が経過するまでの間に NG ワードリストによる管理等を行って、「石けん百貨」との表示を含む検索連動型広告のハイパーリンク先の楽天市場リスト表示画面において、登録商標である「石けん百貨」の指定商品である石けん商品の情報が表示されるという状態を解消し

ない限り、Yは、「石けん百貨」という標章が付されたことについても自らの行為として認容したものとして、商標法2条3項8号所定の要件が充足され、被控訴人について商標権侵害が成立すると解すべきである〔注：下線筆者〕が、Yが「本件の訴状によって本件広告の存在を認識するや、直ちにAの出店ページを調査してサーチ非表示にするとともに隠れ文字の削除を求め」た点等をもって、Yが、石けん商品に「石けん百貨」という標章を付されていることについて自らの行為として認容していたとは認められず、本件広告の表示行為は、広告等を内容とする情報に「石けん百貨」という標章を付して電磁的方法により提供する行為（商標法2条3項8号）に該当しないとした。

第4 コメント

インターネットショッピングモール運営者による商標権侵害が問題となった先例として、知財高裁平成24年2月14日・判タ1404号11頁〔Chupa Chups事件〕が挙げられるが、Chupa Chups事件は、加盟店による商標権侵害が認められる場合に、インターネットショッピングモール運営者が当該商標権侵害の侵害主体となり得る基準を示したものであるのに対し、本判決は、検索連動型広告における標章の使用が、インターネットショッピングモール運営者自身の商標の使用といえるのかを問題としている点が注目される。

本件において、広告のキーワードを購入したのはY自身である一方、Yは、検索連動型広告のキーワードとして「石けん百貨」等のキーワードを意図的には登録していないようであること、楽天市場リスト表示画面にいかなる商品が表示されるのかは加盟店側がいかなるコンテンツを制作するか依存し、特に「石けん百貨」等の表示との関係では、加盟店が加盟店規約やガイドラインに違反して出店ページのコンテンツを制作しない限り、本件広告から遷移する楽天市場リスト表示画面に石けん商品は表示されなかったと認められること等に鑑みると、Yが、本件広告における「石けん百貨」等の表示を楽天市場リスト表示画面に表示された石けん商品について使用していたと一概に断ずることは困難であったと推測される。そこで、Yの予見可能性を考慮し、本件広告に使用されている「石けん百貨」等の標章が楽天市場リスト表示画面に表示されている商品の商標として付されているという客観的な事実状態をYが認容したといえる場合に限って、規範的にYを商標の使用主体として認め得るものと考えられる。

以上

弁護士
栗林知広
(1988年生)

Tomohiro Kuribayashi
直通 / 03-6438-4455
MAIL / tkuribayashi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / 著作権 / 特許 / 商標 / 不正競争 / 意匠 / IT・通信 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / ブランド

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2013)

(1) 外川英明「検索連動型広告と商標権侵害」竹田稔・知財立国の発展へ(発明推進協会、2013年)

(2) なお、原審において、原告は本件広告の表示の差止も求めていたが、この部分については不服を申し立てておらず、控訴審の審理対象ではない。

インドネシアにおけるDINFRA制度の導入とインフラ投資の新たな可能性

—— 弁護士 越元瑞樹

—— 弁護士 藏田知彦

第1 日本政府のインフラ投資政策とインドネシアのインフラ投資環境

1 日本政府のインフラ投資政策

日本政府は、かねてより海外インフラ投資の拡大を促進する政策を打ち出しており、2013年5月、第4回経協インフラ戦略会議において、「インフラシステム輸出戦略」を取りまとめ、同年6月に策定した「日本再興戦略」では、インフラシステム輸出を海外市場獲得のための戦略的取組みと位置付け、日本企業が2020年に約30兆円のインフラシステム輸出を受注することを目指している（平成29年度改訂版「インフラシステム輸出戦略」）。日本企業は、これまで総合商社や電力会社を中心として、特にアジアの各国において積極的に発電事業を展開しているが、官民一体となつてより一層インフラシステム輸出に注力する模様である。

2 インドネシアのインフラ投資環境

一方、2010年12月10日にインドネシア及び日本両政府との間において「首都圏投資促進特別地域」の協力覚書が締結され、2030年にかけてジャカルタ周辺において、電力・水道・運輸・工業団地等のインフラを整備する予定であり、45事業が優先的なインフラ事業として選定されている。2014年10月に発足したジョコ政権もインフラ整備に関して引き続き積極的な姿勢を見せけている。実際には、近年の急激な経済成長に伴い、都市部においてエネルギーの需要が急速に拡大しているため、かかるエネルギー不足の対応する必要がある一方で、地方部（特に東部）においては、電力普及率が低い傾向にあり、地域格差是正のためのジャワ島外のインフラ建設等も急務である。

また、インドネシアのインフラ投資環境としては、PPP（Public Private Partnership）に関する大統領令（大統領令2005年第67号）等が整備されており、一般に政府より建設用地の提供や租税に関するインセンティブを受けることが可能であり、また個別には、電力セクターにおけるIPP案件、有料道路セクターにおけるBOT案件や、水道セクター及び鉄道セクターにおける取引案件等において、官民一体の協力が行われている。

第2 新しく導入されたDINFRA概要

1 DINFRA 概要

DINFRA（Dana Investasi Infrastruktur Berbentuk

Kontrak Investasi Kolektif—集合的投資契約型インフラ投資ファンド）とは、2017年7月27日に新しく施行されたRegulation of Authority of Financial ServicesのNumber 52/POJK.04/2017（以下「本Regulation」という。）に基づきインフラ投資のための資金調達の一手段として新たに導入された制度に基づく投資ファンドの一形態である。投資マネージャー（Manajer Investor (Investment Manager)）と保管銀行（Bank Kustodian (Custodian Bank)）との間において締結される集合的投資契約（Kontrak Investasi Kolektif (Collective Investment Contract (CIC)。以下「CIC」という。）（資本市場に関する法律（Capital Market Law）（1995年第8号、以下「資本市場法」という。）第18条I）に基づき成立する「投資ファンド（Dana Investasi）」のことをいい、DINFRAは日本法の下では契約型の投資信託に近い制度であるといえる。投資マネージャーと保管銀行との間において締結されるCICによって投資条件等が決定され、投資マネージャーは投資ポートフォリオの運用を行う権限を有し、保管銀行は投資ポートフォリオに属する資産を保管し、また投資家に対する利益配当等を行う。

2 既存の投資ファンドとの違い

従前、投資ファンドの形態としては、日本法上の株式会社に対応する概念であるPT（Perseroan Terbatas、以下「PT」という。）により投資が行われる形態が多く、またインフラ・不動産投資・開発のための資金調達を目的としたCIC型の投資ビークルとしてDIRE（Dana Investasi Real Estate、いわゆるREITのことをいう。）及びRDPT（Reksa Dana Penyertaan Terbatas）が存在した。DIREについては2007年12月に、RDPTについては、2008年2月に、それぞれの制度を規律する法令が施行されていたが、実務的には利用することが難しい状態が続き、本格的に利用されるようになったのは、ここ数年のことである。

RDPTにおいては、投資家は、プロ投資家に限定され、かつインフラ投資であれば、開発途中のインフラ開発プロジェクトを行う会社の発行する証券のみに投資対象が限定され、またDIREにおいては、その純資産の少なくとも50%を不動産に直接投資しなければならない制約等があり、投資の柔軟性に欠ける側面があった。現ジョコ政権はインフラ整備促進を重要政策としており、これらの問題点を解消するためインフラ整備のための資金調達の新たな一手段として、DINFRAが創設されたものである。

(インドネシアにおける契約型投資信託)

	DINFRA	RDPT	DIRE
性 質	集会的投資契約型インフラ投資ファンド	適格投資家限定投資ファンド	不動産投資ファンド(いわゆるREIT)
投資家	—	プロ投資家に限定される。投資家数も50名未満に制限される。	—
投資対象	公募:開発中のプロジェクトについては投資資金のうち25%に限定される。 私募:上記の公募のような制限は特段なし。開発中のプロジェクトに対する投資も可能。	開発中のプロジェクトへの投資を原則とする。	投資資金のうち、50%を現物不動産に、また80%を不動産関連事業に投資する必要がある。
投資通貨	インドネシアルピア・米ドル・ユーロに限定		
投資形式	公募・私募共に可能	私募に限定	公募・私募共に可能
投資形態	> CIC集会的投資契約(Kontrak Investasi Kolektif (Collective Investment Contract(CIC)に基づく投資 > 投資マネージャーによる運用 > 保管銀行による投資ビークルの資産の管理		

本表はDINFRA・RDPT・DIREの制度比較のために作成された表であり、例外的取扱・個別案件における取扱いについて全てを網羅しているものではないことに留意を要する。

DINFRAにおいては、投資家がプロ投資家に限定されず、また外国人投資家がDINFRAの参加持分を100%保有することも可能である。さらに、投資方法もDIRE及びRDPTよりも柔軟であると考えられ、直接又は間接的な投融資によってインフラ資産を取得することが可能である。

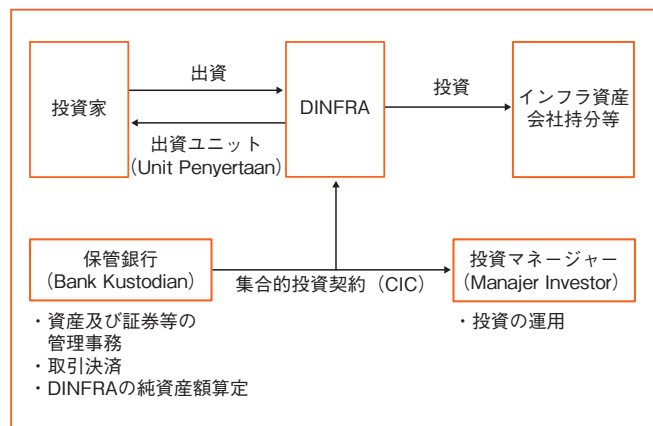
また、RDPT持分はセカンダリーマーケットにおける売却は困難とされている一方で、DINFRA持分については、セカンダリーマーケットにおける売却の可能性が注目されている。RDPTは、インフラ投資であれば、新たなインフラの建設等を行うことを目的としたプロジェクトを行う会社の発行する証券のみを投資対象とするものであり、完工リスクが高いことから投資家をプロに限定した背景があり、公募は前提とされていない。一方、DINFRAでは、着工前又は建中のプロジェクトへの投資はDINFRAの純資産の25%が上限とされ、リスクの低い投資に限定される規制はあるものの(本Regulation第16条第1項b)、公募による募集は可能であり、また私募を前提とするDINFRAの場合、プロ投資家への限定及び投資家の人数に関する規制は本Regulation上存在せず、また上記の公募の場合と異なり上記の投資上限も存在しない点に特色がある。

③ 投資対象

DINFRAは、インフラ資産への投資を目的として整備された制度であり、投資対象は主としてインフラ資産である必要がある。投資マネージャーは、最低51%の投資資金をインフラ資産への投資に充てなければならないとされている(本Regulation第15条(1)a)。また、最大49%の投資資金については、金融商品(money market instruments)や証券に対する投資として認められるとされている(本Regulation第15条(1)b)。インフラ資産とは一般的な土地・建物等の有形資産からソフトウェアのような無形資産も含み、地域社会に対するサービス提供を行い、ネット

ワークストラクチャーを支援するものと定義されている(本Regulation第1条)。本Regulation中において、交通・道路・水道・灌漑・下水・ごみ処理・通信・電力・オイル・ガス・再生可能エネルギー・エネルギー保全(energy conservation infrastructure)・都市施設(infrastructure of urban facilities)・教育施設・スポーツ施設・文化施設(arts)・地方(regional infrastructure)・旅行(tourism infrastructure)・健康(health infrastructure)・刑務所・公共住宅がインフラ資産として例示されている。交通・電力・水道等の典型的にインフラ資産と理解されているものに限定されず、各種都市施設や地方施設も含まれていることから、比較的幅広い投資対象がインフラ資産の定義に含まれると解される。なお、上記本Regulation中に例示列举されたインフラ資産の意義については、未だ不明確な点が多く、投資対象のインフラ資産の該当性については、インドネシアの金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan (Financial Service Authority)、以下「OJK」という。)との間における個別の事前確認が推奨される。

(DINFRAによる投資イメージ(例))



④ 投資通貨

インドネシアルピアのほか、本Regulation上は外貨も可能とされているが、実務的には外貨としては米ドル及びユーロのみの使用が可能と考えられる(本Regulation第13条第2項)。なお、インドネシア国内においては、各種取引においてルピア建てで取引されることが必要とされている(インドネシア中銀令(17/3/PBI/2015))ことから、外貨を使用する場合には通貨兌換の問題が生ずることに留意を要する。

⑤ 投資形式

DINFRAにおいては、公募による募集のほか、私募による募集も可能である(本Regulation第2条)。但し、公募の場合には一般的に要件が厳しくなっている(本Regulation第3条(1)及び第16条(1)等。なお、本稿においては主として私募を前提として記載している。)

また、本Regulation上、DINFRAによるローンの借入も認められている。DINFRAにおいて借入が認められる趣旨

としては、DINFRA は、プロ投資家に比べて資金力に劣る一般投資家を対象とするため、出資持分の発行のみでは十分な資金調達を行うことができない可能性があるため、借入が認めていると考えられる。一方で、DINFRA の運営は OJK の指揮監督を受けるため、ローンの借入を伴う投資の妥当性については、OJK による個別の事前確認を経ることが必要であることに留意を要する。

⑥ 投資マネージャーによる投資運用

DINFRA の投資運用については、保管銀行と投資マネージャー間で締結されるマネジメント契約 (Kontrak Pengelolaan) に基づき、投資マネージャーが行うこととされている (資本市場法 21 条第 1 項及び第 3 項)。

⑦ 保管銀行による資産管理

DINFRA の全資産は、保管銀行で保管されなければならない (資本市場法第 25 条第 1 項)、また当該保管銀行は、投資マネージャーの関連会社であってはならないとされている (資本市場法第 25 条第 2 項)。

⑧ DINFRA の OJK における登録

DINFRA については事前に OJK における登録を要し、かかる OJK における登録に際しては、CIC 等の DINFRA 関連の書類について事前に OJK の審査を受ける必要がある。よって、案件を進める際には、DINFRA 関連の書類のドラフトを予め準備の上、OJK に対して余裕を持ったスケジュールで提出そのレビューを受ける必要がある。

第3 投資法及びネガティブリストとの関係

投資関係法令 (投資ネガティブリストを含む。) が規制対象とする「外国投資 (penanaman modal asing (foreign investment))」とは、インドネシアに PT の新設、既存 PT への出資、又は既存 PT の株式取得を通じて、インドネシアで事業活動を行うことを目的とした投資活動をいうが (投資に関する法律 2007 年第 25 号第 1 条 3、同第 5 条第 2 項)、インドネシアにおける事業活動ではなく金銭的な収益のみを目的とする投資ビークルへの出資は投資法及びネガティブリスト規制の対象とは思われない。なお、投資法やネガティブリスト関連に関する点については、個別案件毎に、監督官庁である投資調整庁 (Badan Koordinasi Penanaman Modal (BKPM)、以下「BKPM」という。) に対する事前確認が推奨される。

第4 日本法上の規制

第 2 ① で述べた通り、DINFRA は日本法の下では契約型の投資信託に近い制度であるといえるため、外国投資信託に該当するものとして外国投信の届出の検討が必要となると考えられる。紙面の関係上割愛させていただくが、日本の投

資家による DINFRA への投資に際しては、その他金融商品取引法上の開示規制や募集規制、その他投資信託法、外為法等の規制に関して、個別案件に従って事前検討が必要であることに留意されたい。

第5 最後に

上記の通り契約型投資信託については、DIRE 及び RDPT が存在したが、PT による社債発行等の手段を採用したほうが、投資手続の時間及び手間等を考慮すると簡易であり、また DIRE 及び RDPT については特有の投資制限もあったことから、過去こうした契約型投資信託が活用されてこなかった面が存する。DINFRA については、上述の通り投資家及び投資対象についての制限が緩和されており、ジョコ政権によって重要施策として掲げられているインフラ整備促進にどの程度寄与するのか今後注目されるところである。一方で、DINFRA に関する法令は施行されたばかりであり、税制面の取り扱いを含め、今後実務的に明確化されるべき事項が多く、今後 OJK をはじめとした各監督官庁の見解が待たれるところである。また、個別案件に取り組むにあたっては、上記の税制面に加え、OJK や BKPM 等の監督官庁との間の適切な事前折衝も必要であることから、当該折衝に当たってはインドネシア現地の法律事務所の適切なアドバイスを得ることが重要である。なお、本稿作成に当たっては、インドネシアの Mochtar Karuwin Komar 法律事務所の Dian Lindajanti 弁護士に貴重なアドバイスをいただいた。

以上

弁護士
越元瑞樹
(1974年生)

Mizuki Koshimoto
直通 / 03-6438-4545
MAIL / mkoshimoto@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 船舶ファイナンス / アジア / 国際通商業務 / その他国際法務 / 銀行・証券・保険・信託



【登録、所属】

第二東京弁護士会 (2005) / ニューヨーク州 (2011)

弁護士
藏田知彦
(1977年生)

Tomohiko Kurata
直通 / 03-6438-4546
MAIL / tkurata@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

アジア / 商事関連訴訟 / リスクマネジメント / M&A / 一般企業法務 / その他国際法務



【登録、所属】

東京弁護士会 (2008)

オープン・イノベーションの実践

—— 弁護士 小川周哉

第1 オープン・イノベーションを巡る状況

伝統的な「自前主義」からの脱却とオープン・イノベーションの波は我が国の産業構造に变革を迫り、各プレイヤーの努力をメディアで目にしない日はない。今やオープン・イノベーションの名の下にスタートアップと大企業の様々なコラボレーションが行われることは珍しいものではなく、典型的な企業間取引の一つに位置づけることができるのではないだろうか。

このような状況の下、我が国の事業会社も、オープン・イノベーションの端緒として、国内は勿論のことシリコンバレーを中心とする米国、欧州やイスラエル、インド、そして東南アジアなどのスタートアップに対する「投資」を行うことが日常化しつつある。

この「投資」の具体的な手法については、シリコンバレーで開発され一般化された①投資家が優先株式をマイノリティ出資の形で保有し、②株主間契約や投資契約においてその保有する議決権割合に比して強い（契約上の）権利を保有することにより、スタートアップの成長と事業展開に関与していく、という方法が浸透しており、これはグローバルに見ても一般的なアプローチとなっている。したがって我が国においてもこの一般化された手法に近い形が利用されることが多い（但し、我が国においては、例えば米国ではほぼ考え難い普通株式によるスタートアップ投資もまだそれなりに実践されている。一義的な正解のある問題ではないため、それぞれの長所短所を正確に理解した上で投資を行うことが必要であろう。）。これらは一般化された手法であるからこそ、マーケット・タームを外れた要求などをしては信頼関係を崩しかねない。国や地域、時期に応じた「現在のトレンド」を正確に把握した上での検討が求められる。

近時では、更に一步進んで、事業会社がコーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）を設置することや、新規事業開発の一環としてスタートアップ・スタジオと呼ばれる仕組みやこれに近い取引が行われることも増えてきた。すなわち、事業会社におけるスタートアップ投資体制の方法論は①CVCとして一般的なベンチャー・キャピタル（VC）と同様に投資事業有限責任組合を設ける方法だけでなく、②投資用の子会社を設置する方法、③事業会社本体において投資用の予算を確立して投資案件を主導する事業部に分属させる方法など、各社の考え方や状況に応じて様々なスタイルが存在しているが、そのスタイル如何に拘わらず、少なくとも「スタートアップ投資を継続的に行っていく」ことを対外的に打ち出して行くという意味においては共通するメッ

セージを読み取ることができる。また、オープン・イノベーションの目的はスタートアップへの投資自体（がもたらすキャピタルゲイン）ではなく、あくまで新規事業の創出等事業のためにあるから、VCと連携しシーズの事業化に取り組んだり、スタジオへの出資やスタジオに近い組織を設けたりといったことも行われるようになってきた。これらの事象からは、事業会社において、「出資はオープン・イノベーションのための導入要素である」という認識が確立されつつあることを読み取ることができるように思われる。では、具体的にスタートアップとの関係性を構築するにあたり、どのようなことに留意すべきであろうか。

第2 資本関係を伴うオープン・イノベーションのポイント

一般的に、事業会社の側からみるとき、当該スタートアップに期待することは「技術力」であり「スピード」であることが多い。そのニーズに対し、スタートアップ側が大企業に期待する、資金力、（SCMのように）経験が要求される知見そして全国的な販売チャネルなどのニーズが合致すると、結果的に良い協業関係が生まれる。

このような両者の協業の中で締結される契約は様々であるが、事業会社においては、まず出資の目的を明確に意識することが求められる。敷衍すれば、スタートアップとの協業の鍵を握るのは「なぜその会社に出資を行うのか」という視点である。これが強固であれば強固であるほど明確な関係構築が可能になり、相互の誤解なども生じにくい。この意味で、例えば「著名なスタートアップに投資を行いまずはその文化を知ること」や、「取締役又はオブザーバを派遣してスタートアップの取締役会では何がどのように議論されているのかを知る」といった目的の出資であるにも拘わらず、「あわよくば」を狙い抽象的な業務提携契約を締結するといったアプローチは、結論として有用な取組みを産まない場合が多い。逆に、目的が明確な出資は構築すべき契約関係の整理にも資する。その目的は明確でさえあればよく、必ずしも具体的な製品開発などである必要はない。例えば「このスタートアップに何らかな新規事業の芽を見出してもらう」ことが目的でもよく、実際、未活用の知的財産やシーズを開示し、何か事業に使いたいもの・使えるものがないかまずは検討してもらう、といった幅広い取組みを行う例もある。勿論、ある自社製品の次世代版の開発、のように明確な委託をする場合もあるが、それに拘る必要はない。目的を明確化することは、対外的に（スタートアップとの関係において）あらゆる判断形成に有用であるばかりでなく、対内的な説明の際にも「これがそもそもの目的であった」ことを示せるという意味で重要な意味を持つ。場合によっては出資目的そのものを詳細に契約書に記載することもあるが、考え方を確定し記録しておくという意味において、一つの参考にな

ろう。

なお、より良いオープン・イノベーションの実践のためには業務提携や共同開発など事業上の契約検討と交渉にも十分な時間を充てるべきであることは明らかであるが、そのことが出資のタイミングに与える影響についても十分に予測をしておく必要がある。スタートアップ側においても余裕をもったラウンド実施が求められるとはいえ、当該スタートアップのキャッシュ・ポジションによっては契約交渉の時間消費が死活問題になってしまい、本来であれば win-win の関係を構築できたはずの取引がかえって関係性を傷つけてしまうこともある。これでは本末転倒であり、交渉初期において予め資金状況について確認しておくことや、場合により、業務提携等の契約締結等を出資の前提条件とすることは敢えて避け、ポスクロコベナンツとして協業検討の仕組みや真摯な契約交渉義務を課すことでまずは出資を先行させる、という判断が求められるようなこともある。

第3 アジャイル型開発

事業会社がスタートアップと連携する目的の一つとして、スタートアップの知見を活かしたシステムやソフトウェア開発が謳われることが多いが、近時、これらの開発を含むプロジェクト・マネジメント（PM）の文脈において、伝統的なウォーターフォール型の管理からアジャイル型の管理へとシフトが進んでおり、遂に（過去一般化には至らなかった）アジャイル型の PM が本格的に導入されつつあるように思われる。これは、必ずしもシステムやソフトウェア開発に限られるものでなく、緩やかに共同で事業開発を探る場面などでも同様である。

しかし、このアジャイル型開発を契約化することは容易ではない。例えばシステム開発が多くの紛争を生じるタイプの取引の一つであることから想像できるように、共同で何らかの開発を行うに際しては、直感的に「堅い」契約、すなわち契約時点で成果物が確定されている契約を作りたい（そして、発注者側として請負として契約を規律したい）という発想に至るのが通常であるが、アジャイル型の契約はその発想に馴染まないからである。

米国などではアジャイル型開発は究極的にはコストの負担方法によって規律されるという考え方も有力で、中でも発注者側が①固定の費用を支払うタイプと、②実際に要した費用を補償するタイプに分けて、事案に応じ適切な契約アプローチを検討するケースが見受けられる。これも一つの視点ではあるが、今後我が国では、よりアジャイル型開発が持つ根本的な意味を意識した契約関係の構築が求められるのではないかと考えられる。すなわち、当事者を一方的に発注者・受注者のポジションに割り当てることなく、「両者の目的とその目的に対する両者の貢献の方法、規律」を明

確化し、契約上も、いわば「共同プロジェクト契約」のような建付（場合によっては JV 契約のような建付になろう）を採用する方が実態に即したものになる可能性が高まる。これからの業務提携や共同開発においては、「何を作るのか」ではなく、「お互いが何を期待して何をするのか」を確定していくアプローチが望まれるのではないだろうか。

以上

弁護士

小川周哉

(1980年生)

Shuya Ogawa

直通 / 03-6438-5372

MAIL / shogawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス
/ 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2008)

改正住宅セーフティネット法について

—— 弁護士 野間敬和

第1 住宅セーフティネット法とは

本稿は、平成 29 年 4 月 26 日に公布され、同年 10 月 25 日に施行された、改正セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）及び同法に基づく諸施策について概説するものである。改正法は、賃貸住宅登録制度を創設する等、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を大幅に強化した。

住宅セーフティネット法は、住宅の確保を必要とする者（住宅確保要配慮者）に対する賃貸住宅の供給の促進を目的として、平成 19 年 7 月に成立、施行された。同法は当初、住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の供給の促進、情報の提供等の施策を図ることを国の努力義務として定めていた。ここにいう「住宅確保要配慮者」とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者として住宅セーフティネット法が定める者をいう。

今回の改正の背景として、住宅確保要配慮者を取り巻く状況や住宅ストックに関して、以下の点が指摘されていた⁽¹⁾。

【住宅確保要配慮者の状況】

- ・高齢単身者が今後10年で100万人増加(うち民間賃貸入居者22万人)する見込みである。
- ・若年層の収入はピーク時から1割減少している(30歳代給与は平成9年の474万円から平成27年には416万円となり、12%減少している。)
- ・若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由は「家が狭いから」(16%)が多くを占める。
- ・一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%にすぎない(平成26年において、一人親世帯の収入が296万円であるのに対して、夫婦子世帯では688万円)。
- ・賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒否する理由には、家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安がある。

【住宅ストックの状況】

- ・総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない。
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向にある。

そこで、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図るために、今回の改正が行われた。

第2 改正の概要

改正セーフティネット法は、(1) 地方公共団体による登録住宅等に関する供給促進計画の策定、(2) 住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅事業の登録制度の創設、(3) 住宅確保要配慮者の入居円滑化の諸施策を定めた。

❶ 地方公共団体による登録住宅等に関する供給促進計画の策定

旧法においては、国が、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めるものと

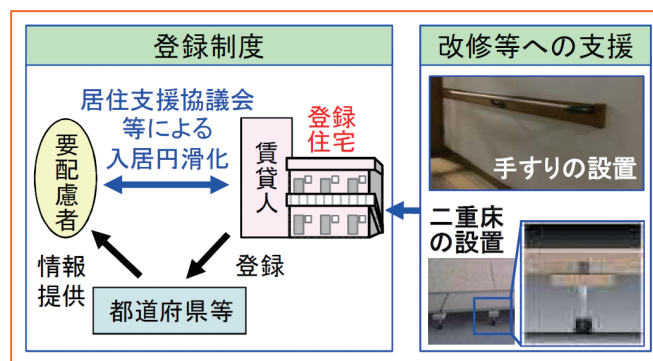
していた。改正法は、これに加えて、都道府県及び市町村が、地域の住宅事情に応じて、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画を策定するものとした（住宅セーフティネット法 5 条及び 6 条）。

❷ 住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅事業の登録制度の創設

改正法が創設した住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅事業の登録制度は、空き家等の賃貸人が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を都道府県等に登録する制度である（住宅セーフティネット法 8 条以下、図表 1）。この登録は、賃貸住宅を構成する建築物ごとに行われ、耐震性能や一定の居住面積等が要件とされる（同法 10 条 1 項）。また、地域の实情に応じて、地方公共団体が策定する供給促進計画で基準の強化あるいは緩和が行われることが想定されている（同法 10 条 1 項 5 号）。

この登録を受けた賃貸住宅の賃貸人は、住宅確保要配慮者からの入居の申込みを、住宅確保要配慮者であることを理由として拒むことはできない（同法 17 条）。都道府県等は、登録住宅の情報開示を行うとともに、住宅確保要配慮者の入居に関して賃貸人を指導監督するものとされている（同法 22 条以下）。

【図表1】賃貸住宅登録制度⁽²⁾



賃貸住宅の登録を受けた場合の優遇措置としては、まず、住宅金融支援機構が、当該登録住宅の改修に必要な資金を貸し付けることができるとされている（住宅セーフティネット法 19 条）。また、登録住宅については、地方住宅供給公社が、その整備及び賃貸の管理等の業務を行うことができる（同法 18 条）。さらに、登録住宅に関しては、登録住宅に関する改修費の補助、低所得者の入居負担軽減のための支援措置等の予算措置が講じられている。

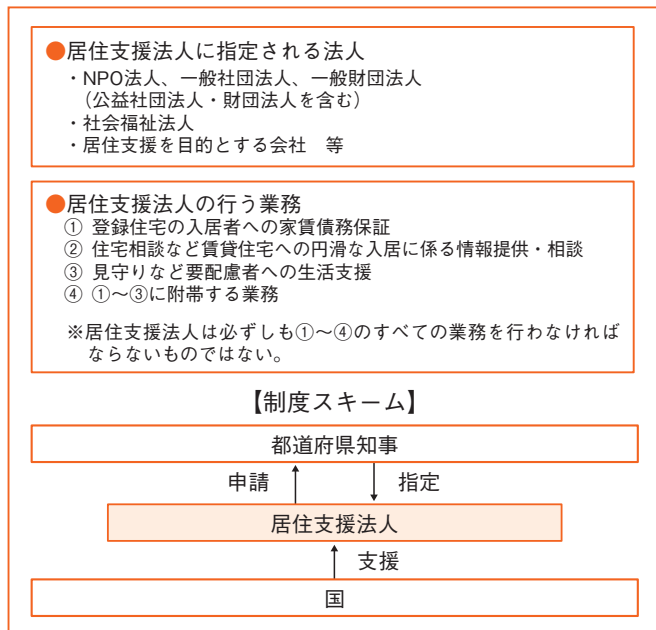
❸ 住宅確保要配慮者の入居円滑化の施策

① 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

改正法は、都道府県知事が、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援する活動を公正かつ適確に行うことができる法人を、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定する制度を創設した。住宅確保要配慮者居住支援法人の業務は、登録住宅の入居者への家賃債務保

証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援、これらに関連する業務とされている（住宅セーフティネット法 42 条、図表 2）。住宅確保要配慮者居住支援法人として指定されることが想定されるのは、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、その他居住支援を目的とする会社等である。

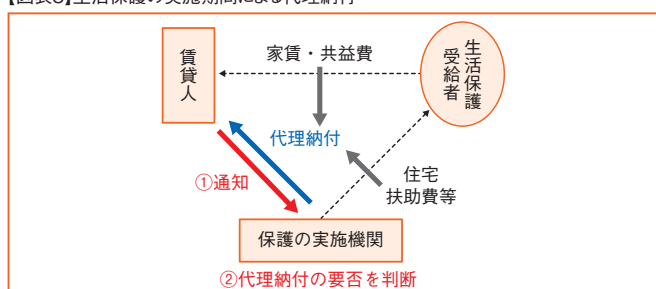
【図表2】住宅確保要配慮者居住支援法人の概要⁽³⁾



②生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の措置

生活保護法は、保護の目的を達成するために必要があるときには、生活保護受給者が住宅を賃借する場合の家賃相当額の住宅扶助費及び共益費相当額の生活扶助費について、賃借人に直接に交付することを認めている（生活保護法 37 条の 2、同法施行令 3 条、同法施行規則 23 条の 2）。改正法は、代理納付を推進するための措置として、一定の要件に該当する登録住宅の賃借人が、入居者である生活保護受給者が家賃を滞納しているなどの事情がある場合に、福祉事務所に対してその旨を通知できるとし、通知を受けた福祉事務所では、代理納付の要否を判断するため、速やかに事実確認等を行うこととされている（住宅セーフティネット法 21 条、図表 3）。

【図表3】生活保護の実施期間による代理納付⁽⁴⁾



③居住支援活動への支援措置等

新たな住宅セーフティネット制度の施行に際しては、予算措置として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住支援に関する活動を行う居住支援協議会、居住支援法人等に対して、定額の補助金を交付することとされている。

④家賃債務保証業務者の登録制度

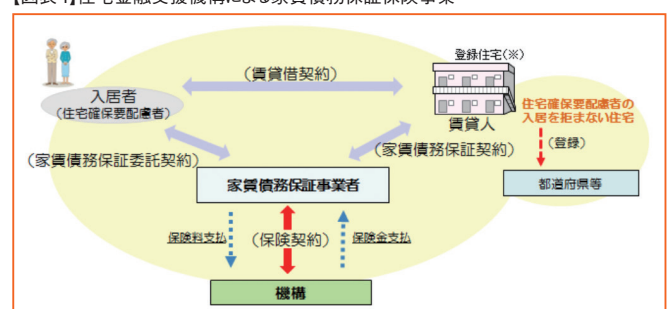
改正法は、前記のとおり、住宅確保要配慮者居住支援法人が登録住宅にかかる家賃債務の保証業務を行うことを想定しているところ、改正法は、これに加えて、家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を設けた（家賃債務保証業者登録規程第 3 条以下）。家賃債務保証業者として登録を受けた者に対しては、契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付、契約締結時の書面交付、賃借人毎の弁済履歴を記録した帳簿の備付等、業務にかかる規制が適用される（同規程第 11 条以下）。

家賃債務保証業者の登録制度は、任意の登録制度であり、登録をしなくても家賃債務保証業を営むことは可能である。但し、同登録を受けた場合には、以下の優遇制度が適用される。

- (1) 適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として国に登録し、当該情報提供を行う。
- (2) 登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し家賃債務を保証する場合に、住宅金融支援機構による家賃債務保証保険の引受けの対象とする。
- (3) 専用住宅に低額所得者が入居する場合に実施可能な家賃債務保証料の低廉化補助の対象とする。

上記（2）記載の家賃債務保証保険については、住宅金融支援機構が家賃債務保証保険事業を提供している（図表 4）。

【図表4】住宅金融支援機構による家賃債務保証保険事業⁽⁵⁾



第3 まとめ

改正法は、平成 29 年 10 月 25 日から施行されている。政府の予想では、登録住宅の登録戸数は、2020 年度末で 17.5 万戸に達することが想定されている。

以上

- (1)「新たな住宅セーフティネット制度の枠組み」(国土交通省の解説資料)
 <<http://www.mlit.go.jp/common/001203928.pdf>>
- (2)「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」
 (国土交通省の解説資料) <<http://www.mlit.go.jp/common/001199721.pdf>>
- (3)「住宅確保要配慮者居住支援法人の概要」国土交通省のHP
 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html>
- (4) 前掲脚注1より
- (5)「家賃債務保証保険事業の概要」住宅金融支援機構のHP
 <<http://www.jhf.go.jp/financial/yachinhoken/outline.html>>

弁護士
野間敬和
 (1970年生)

Yoshikazu Noma
 直通 / 03-6438-5618
 MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・
 ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・
 REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニュー
 ヨーク州(2004)

日本特許によるFinTechビジネスの保護

—— 弁理士 大石幸雄

第1 はじめに

近年、FinTech ビジネスが世界的に盛り上がりを見せている。大手金融機関や多くのスタートアップが様々な種類のFinTech ビジネスを立ち上げているが、FinTech ビジネスを展開する場合、これを特許で守ることはできるだろうか？その答えは、特に日本においては、Yes である。本稿では、FinTech ビジネスに関する特許を出願する国として日本が魅力的であり、日本企業に有利な状況であることを紹介したい。

第2 「低い」ハードル

日本では、他国と同様に、ビジネス方法それ自体は特許保護の対象とはならない。しかしながら、そのビジネス方法を実現するコンピュータソフトウェアは、特許保護の対象となる。コンピュータソフトウェアを特許保護の対象としている国もあるが、日本の要件は、他国と比較して緩く、コンピュータソフトウェアを利用するシステムや方法は概して特許保護の対象となる。

日本特許庁の審査基準によれば、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合、ソフトウェアは特許保護の対象となるとされている。しかしながら、この定義は抽象的であり理解が難しい。そのため、ソフトウェアが特許保護の対象となる要件について詳細に説明する代わりに、事例を紹介したい。以下は、日本の大手金融機関が取得した特許(特許第 5492261 号)である。

【請求項 1】

端末装置から融資申込顧客の識別子と、融資実行日と、融資申込額とを含む融資申込電文を受信する受信手段

と、

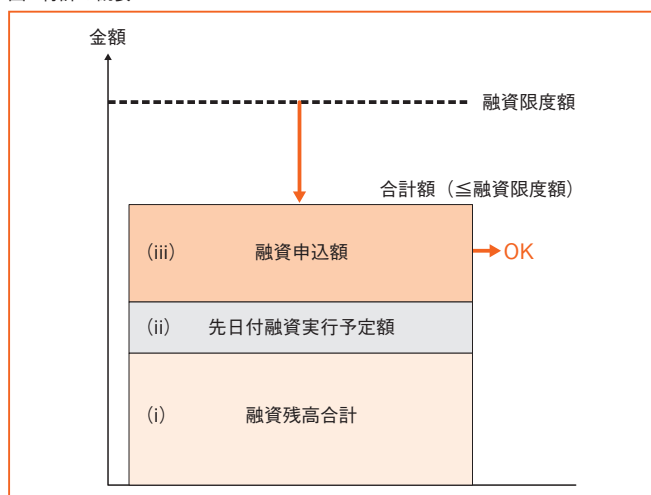
前記融資申込顧客に対する融資限度額と、融資残高合計額と、前記融資実行日までの期間中に融資実行予定の先日付融資実行予定額とを記憶する記憶手段と、

前記融資申込額と、前記融資残高合計額と、前記先日付融資実行予定額との第 1 合計額が前記融資限度額以下である場合、前記融資申込電文に係る融資取引が実行可能であると判定する判定手段と、

を有する融資取引実行可否判定システム。

本特許は、融資の審査に関するものである。図 1 は、本特許の概要を簡単に示したものである。図 1 に示すように、(i) 実行済みの融資の残高の合計、(ii) 実行予定の融資の金額、(iii) 新たな融資申込の金額、の合計額が融資限度額以下であれば、新たな融資申込に係る融資取引が実行可能であると判定される。

図1:特許の概要



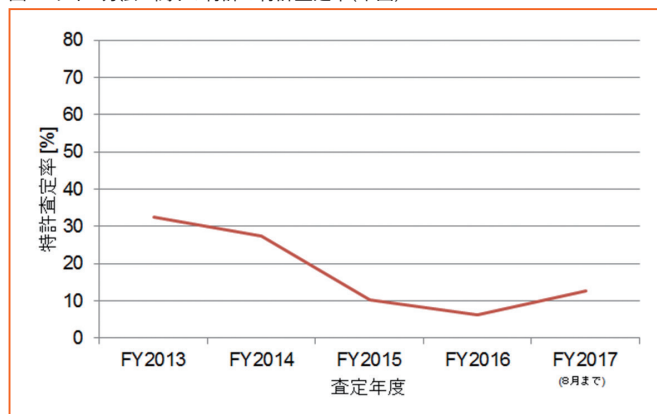
これはまさに、融資に関するビジネス方法を、コンピュータソフトウェアで実現したものであり、その特徴は、技術的な側面ではなく、新しいビジネス方法にある。この種のビジネス方法に関する特許の取得は、他国、特に米国では難しい場合が多い。しかしながら、日本においては、上述の例から明らかなように、コンピュータソフトウェアを特許保護の

対象として判断する際のハードルは非常に低い。

第3 「高い」特許査定率

上述した事例が特殊なケースでないことは統計からも明らかである。まず、日本の統計を見る前に、米国の統計を見てみたい。図2は、米国における、ビジネス方法に関する特許の特許査定率を示している。米国では、2017年度において若干の上昇傾向は見られるものの、ビジネス方法に関する特許の特許査定率は比較的低く、30%を下回っている状況である。

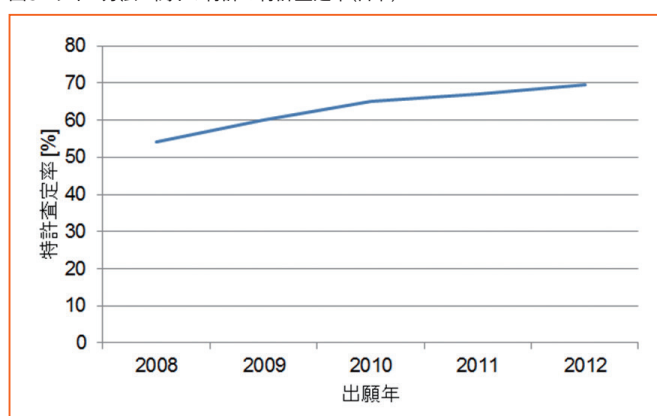
図2ビジネス方法に関する特許の特許査定率(米国)



(米国特許商標庁の資料⁽¹⁾に基づく作図)

次に、日本の統計を見てみたい。図3は、日本における、ビジネス方法に関する特許の特許査定率を示している。米国と比較して特許査定率が高いことがわかる。特に近年上昇傾向にあり、2012年に出願された特許出願については、約70%と非常に高い特許査定率となっている。

図3ビジネス方法に関する特許の特許査定率(日本)



(日本特許庁の資料⁽²⁾に基づく作図)

第4 日本企業に有利な状況

多くの企業は、まず自国で特許を出願した後に、外国への出願を検討する。上述のとおり、特に米国では、ビジネス

ス方法に関する特許を取得するのは難しい場合が多い。そのため、FinTech ビジネスを行う米国企業は、米国において特許出願を行わない場合も多いと予想される。このような米国企業は、自国である米国で特許出願を行わない結果、日本を含む外国でも特許出願を行わないことが多くなる。他方、日本においては、ビジネス方法に関する特許を取得しやすいため、日本企業にとっては有利な状況である。さらに、FinTech ビジネスは、例えば暗号通貨を用いた海外送金サービス等、国際的に展開されることもある。したがって、日本で特許を取得することにより、国際的に展開されるサービスを守ることが可能となる場合もある。

第5 まとめ

上述のとおり、日本では、ビジネス方法を実現するソフトウェアは特許保護の対象であり、特許保護の対象として判断する際のハードルは非常に低い。さらに、ビジネス方法に関する特許の特許査定率は非常に高く、近年では約70%となっている。FinTech ビジネスを展開する場合、日本での特許取得を検討する価値は十分にある。

以上

(1) <https://www.uspto.gov/patents-getting-started/patent-basics/types-patent-applications/utility-patent/patent-business>

(2) https://www.jpo.go.jp/seido/bijinesu/biz_pat.htm

弁理士
大石 幸雄
(1972年生)

Yukio Oishi
直通 / 03-6438-5325
MAIL / yoishi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判 / 知財トランザクション

【登録、所属】
日本弁理士会 (JPAA) (2005) / 日本弁理士会 特許委員会 (2015)

部分意匠制度の活用 ー第2回 部分意匠の権利行使場面における活用

—— 弁護士 佐藤力哉
—— 弁理士 茜ヶ久保公二
—— 弁理士 林 美和

第1 はじめに

前号では、部分意匠制度を紹介しつつ、近年の部分意匠制度を利用した出願の傾向等を概観した。本稿においては、権利行使という局面において、部分意匠がどのように活用され、実際に訴訟においてどのように争われているかを紹介したうえで、実務上の留意点について解説する。

第2 訴訟における部分意匠

1 訴訟における部分意匠の利用状況

過去3年間(平成26(2014)年はじめから平成28(2016)年末まで)で、意匠権に基づく侵害差止等請求事件及び損害賠償請求事件において判決に至った件数は、全13件であるところ、このうち部分意匠に係る意匠権を根拠にするものは、5件であった。この件数だけを見れば、部分意匠を根拠とするものは全体の38%程度であるから、訴訟(判決)に至る事案の約4割が部分意匠ということになる。

以下、これらの判決の中から比較的近時のものであって、部分意匠を利用するうえで実務上参考になると考えられる2件を取り上げて概略を説明する。

2 部分意匠の意匠権侵害に関する判決例

①「遊技機用表示灯」事件(平成25年9月26日大阪地判 平成23年(ワ)14336号)

この事件は、部分意匠に係る意匠権2件に基づいて訴訟提起され、その一つについて侵害が認められた事例である。

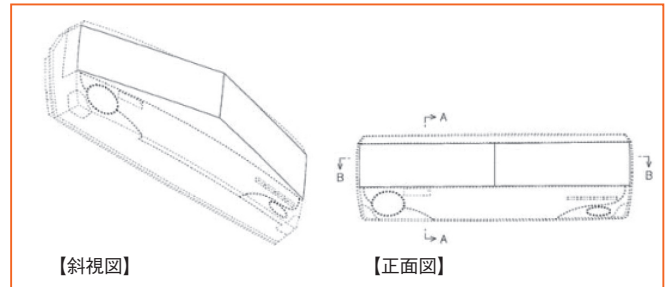
ア 事案の概要

登録意匠1は、遊技機用表示灯の前面側のカバーパネルについて意匠登録を受けようとするものであり、その形状は、「正面視が略横長長方形で、中央を縦方向の稜線として、その左右面が平面視で偏平した略倒「く」の字状に背面側へ傾斜している」点を特徴としているものである。要するに、前面カバーパネルの横長「く」の字形状に特徴を有する。

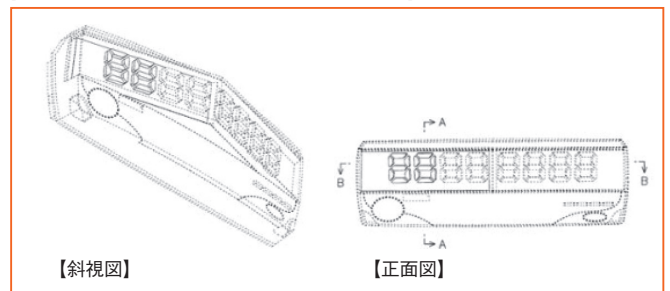
登録意匠2は、遊技機用表示灯の前面側のカバーパネルの奥側に位置する、数字(セグメント)表示面について意匠登録を受けようとするものであり、その形状は、「正面視が略横長長方形で、平面視で右辺から左辺に背面側へ傾斜して」おり、「正面視で

左寄り部分に、7個のセグメントが略8の字状に2個横並びで突出して配置され、周囲の6個のセグメントは略横長台形状で、残りの1個のセグメントは略横長六角形状である」点を特徴としているものである。要するに、略「8」の字状に形成された数字を表示するセグメントが、平面視で「く」の字に形成される面の左寄りに2つ形成された点に特徴を有する。

[登録意匠1:登録第1375128号「遊技機用表示灯」]



[登録意匠2:登録第1375129号「遊技機用表示灯」]



これに対して、被告意匠は、以下の写真に示されるとおり、登録意匠1の特徴点である「正面視が略横長長方形で、中央を縦方向の稜線として、その左右面が平面視で偏平した略倒「く」の字状に背面側へ傾斜している」点も、登録意匠2の特徴点である「正面視が略横長長方形で、平面視で右辺から左辺に背面側へ傾斜して」おり、「正面視で左寄り部分に、7個のセグメントが略8の字状に2個横並びで突出して配置され、周囲の6個のセグメントは略横長台形状で、残りの1個のセグメントは略横長六角形状である」点も、備えているものである。

[被告意匠]



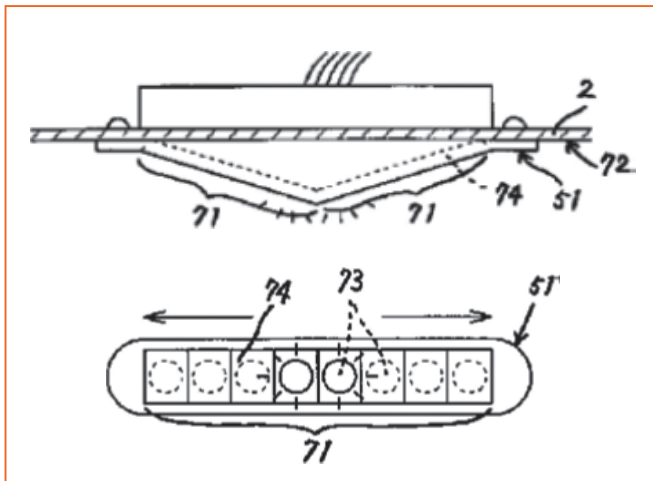
イ 裁判所の判断の概要

本事件では、被告側から、先行意匠として、公開

特許公報（乙7意匠）が証拠提出され、裁判所は、この先行意匠には、登録意匠1の特徴点である「正面視が略横長長方形形状で、中央を縦方向の稜線として、その左右面が平面視で偏平した略倒「く」の字状に背面側へ傾斜している」点が開示されていると認定し、登録意匠1の形態は、「公然知られた意匠である乙7意匠に基づき、当業者が容易に創作することができた」ものであるから無効にされるべきものであると判断した。

一方で、裁判所は、「本件意匠部分2の登録は無効にされるべきではなく、被告意匠部分2は本件意匠部分2に類似するから、被告製品の製造販売等は、本件意匠権2の侵害となる」と判断した。

【先行意匠】



ウ 実務上参考にするべき点

本判決においては、以下のような点が実務上参考にするべき点といえる。

i) 原告の遊技機用表示灯の全体について出願していた場合には、全体的な形状としては、両者には一見して相違点が見受けられることなどからすると、両者が類似しないと判断されていた可能性もある。つまり、本件で侵害判断を得ることができたことは、特徴点について部分意匠として出願したことによるところが大きいと考えられる。

ii) 2つの特徴部分を1つの部分意匠として出願していた場合には、無効と判断されていた可能性もある。つまり、本件は、基本構成である前面カバーパネルについて権利を押さえた（登録意匠1）うえ、掘り下げた特徴点であるセグメント表示パネルについても別途権利を押さえる（登録意匠2）というように、多段的な権利取得を行っていた。これにより、基本構成に係る意匠権（登録意匠1）が先行意匠により無効と判断された場合でも、掘り下げた特徴についての意匠権（登録意匠2）においては、これと切り

離して、別途侵害判断を得ることができた。

以上から、部分意匠の出願においては、製品における意匠の特徴点を個別に検討し、かつ、複数の部分意匠として権利化を検討することで、権利行使を有効にすることができるといえる。

②「包装用箱」事件（平成28年1月27日知財高判 平成27年（ネ）10077号）

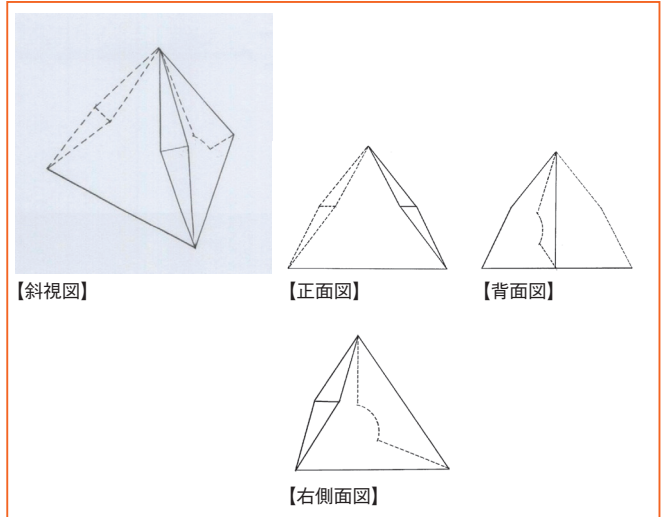
この事件は、部分意匠の認定に当たって、意匠に係る物品の機能について見る際に、破線で示された部分を参酌したうえで、機能を特定し、この機能の差異を類否における相違点の一つとして認定した原審の判断を肯定した事例である。

ア 事案の概要

本件意匠は、三角錐状の包装用箱に係るものであり、下記正面図に示すとおり、三角錐の3つの斜辺のうち2つの辺に、縦長菱形形状の面（判決においてはこれを「アクセントパネル」としている。）を備える。部分意匠として登録を受けた部分は、この三角錐の外形と2つのアクセントパネルのうちのひとつである。

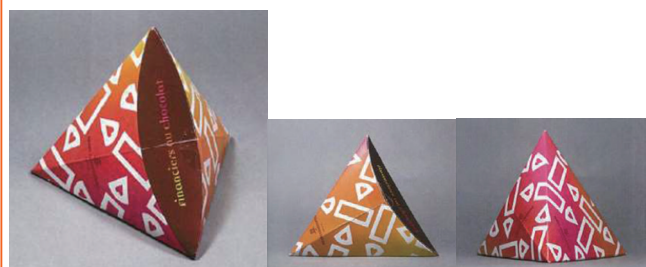
さらに、本件意匠に係る包装用箱は、下記右側面図において破線で表されているとおり、三角錐の面の中央に、箱の開閉を行う開閉部を備えている。すなわち、アクセントパネルは、開閉機能等は有さず、菱形形状の飾り面であるといえる。

【本件意匠】



一方、被告意匠は、本件意匠と同じく三角錐状の包装用箱であり、下記斜視図に示すとおり、三角錐の3つの斜辺のうち1つの辺に、縦長に、2つの部分円を合わせた略紡錘形状の面（アクセントパネル）を備える。

【被告意匠】



【斜視図】

【正面図】

【背面図】

イ 判決の概要

裁判所は、第1審も控訴審も、本件意匠と被告意匠との類否判断に当たって、アクセントパネルが要部であると認定し、アクセントパネルの幅や凹凸、形状等の具体的構成態様の相違から、両意匠は非類似であるとした。

上記の類否判断に先立ち、裁判所は、本件意匠と被告意匠の相違点を認定するに当たり、「意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断の際に参酌すべき場合があり、また、物品全体の形態との関係における、部分意匠として意匠登録を受けた部分の位置、大きさ、範囲についても、破線などによって具体的に示された形状を参酌して定めるべき場合がある」としたうえで、「原判決も…アクセントパネル以外の部分に開口部が設けられていることが本件公報の図面において明らかとなっていることから、少なくとも、アクセントパネルが開閉する開口部蓋としての機能を有していないことを、被告意匠との対比において認定したにすぎない。」との判断を示した。すなわち、原審において、本件意匠においてアクセントパネル以外の部分に開口部が設けられている点が、被告意匠においてアクセントパネルの部分に開口部が設けられている点と相違すると認定したことを控訴審は是認した。

ウ 実務上参考にするべき点

本件では、開口部を破線で記載していたことによりアクセントパネルの機能が被告意匠とは異なると認定されている（なお、原告の意匠登録には、開口部の機能については特に言及していない）。当該記載がない場合に、結論が左右されたか否かは定かではないものの、少なくとも本件においては当該記載は原告に不利に判断されてしまった。

部分意匠の出願を行う際、破線部分は権利範囲に含まれないと考え、どこまで破線で示すか否かについてはあまり検討せずに図面等の作成が行われることが少なくないと考えられるところ、破線部が物品の

機能を特定するような場合には、破線をどのように表すか、場合によって記載しなくても機能を特定できるような物品である場合には省略するなど、破線が権利行使に与える影響を考慮したうえで、図面を作成する必要があると考えられる。

第3 まとめ

以上見てきたとおり、特徴部分を特定した部分意匠を権利化しておくことで、物品の形態全体としては非類似であっても権利行使が可能になる点で、部分意匠による意匠権は有効であると考えられる。他方、破線で表した部分における用途機能が類否の判断において参酌される場合もあるため、図面作成等に当たっては、権利行使の場面を見据えた検討が必要ともいえる。

なお、部分意匠の意匠権による権利行使については全体意匠との関係で、損害賠償額が低廉とならないかといった議論がありうる（例えば上述の「遊技機用表示灯」事件では、意匠権者の実施品の1台当たりの利益に被告の販売個数を乗じた額を約1924万円と認定しながら、意匠権者の実施品の利益に対する登録意匠の寄与した割合を15%と認定し、その結果約1635万円が控除され、最終的に損害賠償額として約288万円としている。）。この点は米国におけるアップルとサムスンによるデザインパテントによる侵害事件における米国最高裁の判断でも注目されているところであり、稿を改めて紹介したい。

以上

(1) 平成28年1月27日大阪高判(平成27(ネ)2384)、平成28年1月27日知財高判(平成27(ネ)10077)、平成27年12月22日大阪地判(平成26(ワ)11576)、平成26年7月4日大阪高判(平成25(ネ)569)、平成26年4月21日大阪地判(平成25(ワ)2462)

弁護士
佐藤力哉
(1977年生)

Rikiya Sato
直通 / 03-6438-5488
MAIL / rsato@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

IT・通信 / 商標 / 意匠 / ブランド / その他国際法務
/ 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 著作権
/ 景品表示法 / 一般企業法務 / メディア / エンタ
テインメント / スポーツ

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2005)

弁理士
茜ヶ久保公二
(1977年生)

Koji Akanegakubo
直通 / 03-6438-5329
MAIL / kakanegakubo@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

特許 / 意匠 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA) (2002)



弁理士
林 美和
(1971年生)

Miwa Hayashi
直通 / 03-6438-5662
MAIL / mhayashi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

意匠 / 商標 / 知財訴訟・
審判 / 不正競争 / ブランド

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA) (2004) / AIPPI[ASEAN諸国の意匠登
録制度及びその運用実態に関する調査研究]アドバイザー(2012)
/ 一般財団法人 知的財産研究所「国際協定への加盟に向けた
意匠制度の在り方に関する調査研究」委員(2012) / 日本弁理
士会意匠委員会委員長(2013) / 日本弁理士会意匠委員会委員
(2008～現在)、同会副委員長(2009～2012) / 日本商標協会
デザイン委員会 委員(2009～現在) / 産業構造審議会知的財産
分科会意匠制度小委員会 委員(2013～現在) / 産業構造審議
会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググ
ループ 委員(2014～現在)



音の商標及び色彩のみからなる商標の登録状況について

—— 弁理士 佐藤俊司

第1 はじめに

新しいタイプの商標の導入から3年が経過しようとしており、審査実務が徐々に明らかになってきた。本稿では、最近の新しいタイプの商標の登録状況について概説する。

第2 新しいタイプの商標の登録状況

特許庁より公表されたデータによると、新しいタイプの商標の出願件数と登録件数は下記のとおりである(2017年9月19日現在)。

	音	色 彩	位 置	動 き	ホログラム	合 計
出願件数	566	509	376	126	17	1,594
登録件数	172	2	35	83	11	303

上記のとおり、新しいタイプの商標の導入から約2年半で出願件数は合計1600件近くに至り、登録も300件を超

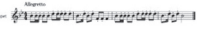
えており、最終的な登録の可否はともかく、数多くの新しいタイプの商標が出願されたと言えるものの、2017年以降の出願件数はそれほど増えておらず、全体の出願件数としては落ち着いてきたと言える。

種類別では、音の商標と色彩のみからなる商標の出願件数がそれぞれ全体の約3分の1ずつを占めており、動きの商標は全体の8%程度、ホログラム商標は全体の1%程度の出願件数となっている。一方で、新しいタイプの商標の中でもっとも登録が難しいと考えられる色彩のみからなる商標については、出願件数509件のうち登録件数がたったの2件のみであり、この数字からも登録へのハードルの高さがうかがえ、特に、色彩のみからなる商標のうち、単色のみからなる商標については、2018年1月31日現在、1件の登録も認められていない。

音の商標については、登録された音の商標の登録が208件、登録査定がなされたマドプロ出願の音の商標が1件の合計209件あるが、音楽的要素のみからなる音の商標の登録については、特許庁は、登録を3件認めている。

第3 音楽的要素のみからなる音の商標

特許庁が認めた音楽的要素のみからなる音の商標の登録は以下の3件である。

権利者	登録番号	商標(商標の詳細な説明)	区分・指定商品/役務
大幸薬品株式会社	第5985746号		5類「胃腸薬」[01B01]
インテル・コーポレーション	第5985747号	 (本件音商標のテンポは、M.M.=128である。)	9類「マイクロプロセッサ、ソフトウェアのプログラムが可能なコンピュータ用マイクロプロセッサ」[11C01]
Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft	国際登録 第1177675号		12類「Automobiles and parts thereof, included in this class.(自動車及びその部品(本類に属するもの))」[12A05]

これまで登録が認められた音の商標がいずれも言語的要素をその構成要素として含んでいたものであったことからすると、今回の3件は、新しいタイプの商標らしい商標と言える、そのインパクトは大きい。

これらの3件の商標は、審査段階でいずれも、商標法3条1項6号に該当するとの拒絶理由を受けたものの、各出願人はそれぞれ証拠を多数提出したうえで、使用による識別力の立証を試み、また、商品の限定補正を行うなどして、ようやく登録が認められたが、かかる音楽的要素のみからなる音の商標が、初めて登録されるまで2年半も要したのは、独占適応性の観点から、仮に登録を認めても、第三者の広告等での音の使用等を不当に侵害することにならないか、純粋な音について半永久的に独占権を与える音の商標登録を付与すべきか否か等について、特許庁において慎重に審査が進められていたからと思われる。

第4 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標については、2017年3月1日に以下の2件の登録が公表された。

権利者	登録番号	商標(商標の詳細な説明)	区分・指定商品/役務
株式会社 トンボ鉛筆	第5930334号		16類「消しゴム」
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	第5933289号		35類「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等

これら2件の商標登録は、色彩のみからなる商標の初の登録としての意義はあるものの、色彩の組み合わせによって

特定する方法で出願されたものであり、単色の商標に比べるとそのインパクトはそれほど大きくはない。

上記のうち、トンボ鉛筆社は、色彩のみからなる商標の登録に初めて成功したことを踏まえ、2017年8月には、受験生が心配なく試験会場へ持ち込める文具として、以下の「文字なしモノ消しゴム」を発売しており、色彩のみからなる商標登録第1号の一つとしてのブランディングを積極的に進めている点が興味深い。



出所トンボ鉛筆の2017年8月7日付プレリリース「文字なし「モノ消しゴム」発売」(<http://www.tombow.com/press/170807/>)

なお、韓国では、以下の単色の商標の登録(グミ菓子「HARIBO」)が認められた例が出てきているが、日本では同じ単色の商標の出願はされていないようである。

権利者	登録番号	商標(商標の詳細な説明)	区分・指定商品/役務
RiGO Trading S.A. (Luxemburg)	第40-1183777-00-00号		30類「Confectionery」

色彩のみからなる商標は、その権利範囲の広さから、独占適応性の観点で導入前から多くの議論がなされていた経緯もあり、同じ業界での第三者による色の使用状況に基づいて、第三者からの情報提供が多くなされる可能性があることも考えると、単色での登録第1号が日本で誕生するまでには相応の時間がかかるものと思われる。また、仮に登録になった場合でも、その権利範囲については、登録されるまでに意見書等において、出願人(権利者)が主張した内容などに基づいて限定的に解釈される可能性も十分にあると考えられる。

第5 さいごに

今回、音楽的要素のみからなる音の商標が認められたインテルやBMWといったブランド、は多くの外国でも登録の

獲得に成功している。これらのブランドは、特許庁における「使用により識別力を獲得したこと」の立証の経験に一日の長があるのはもちろんのこと、音楽的要素のみからなる音をブランドイメージとして広告等へ上手に活用しており、登録のための資料の準備の仕方のみならず、その活用方法についても日本の企業が学ぶべき点は多いものと思われる。

音、色彩、動き、といった新しいタイプの商標は、人間の五感に直感的に訴えることができ、文字や図形といった伝統的な商標によるブランドの活用とは異なった視点からの活用が求められる。特に近年、YouTube や SNS などの多様化した媒体に接する機会がますます多くなっているが、これらの媒体における音、色彩、動きといった要素の重要性は改めて語るまでもなく、これらを意識したブランディング戦略および新しいタイプの商標の活用が企業にとっていっそう重要となると言えよう。

以上

(1) 2018年1月1日現在、J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)による。

弁理士
佐藤 俊司

(1974年生)

Shunji Sato

直通 / 03-6438-5579

MAIL / ssato@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 意匠 / 不正競争 / 知財訴訟・審判 / ブランド

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA)(2002) / 特定侵害訴訟代理業務付記登録(2005) / 日本弁理士会 商標委員会委員長(2013)、同副委員長(2010~2012)、同委員(2009~2014)、国際活動センター(2015~2017) / 日本商標協会(JTA)常務理事(2012~現在)、国際活動委員会委員長(2012~現在)、同副委員長(2010~2011)、委員(2009~現在) / アジア弁理士協会(APAA)商標委員会委員(2010~現在) / 国際商標協会(INTA)Board of Directors(2016~現在)、INTA Asia-Pacific Global Advisory Council(2016~現在)、周知・著名商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員長(2018~現在)、委員(2016~2017)、INTA's Regional Conference in Tokyo ("Trademarks in Japan") 共同議長(2015)、ラウンドテーブル委員会委員(2013~2015)、非伝統的商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員(2012~2015) / 日本知的財産仲裁センター(JIPAC)JPDメイン名紛争処理パネリスト候補者(2015~現在) / 中央知的財産研究所「周知・著名商標の保護」研究部会研究員(2017~現在)

ミャンマーによる商標保護の現状と新商標法について

—— 弁理士 佐藤 俊司

—— 弁理士 遠藤 祐吾

—— 弁護士 甲斐 史朗

第1 はじめに

アジア最後のフロンティアと呼ばれて久しいミャンマーでは、多くの日系企業が進出し、様々な活動を行っている。安全に企業活動を行うには商標の保護をはじめとした知的財産権保護が重要となるが、ミャンマーでの知的財産権保護に関する法制度の整備は、現在進行中であり、知的財産庁の開設及び知的財産法の施行が待たれている。2017年12月18日現在、著作権法、特許法、工業デザイン法、商標法の法案が国会にて審議されている状況にあり、今後の動向が注目される。

なお、ミャンマーは、1995年1月にWTOに加入しており、加盟国としてTRIPS協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)の要求するレベルの法整備を行う義務を負っているが、現在は履行の経過措置にある(経過措置期間の期限は、2013年7月1日から2021年7月1日に延長されている)。

また、ミャンマーでは経済発展に伴い、国境を接する隣

国からの模倣品の流入も増加しており、その対応も急務となっている。

日本企業も税関職員に対する真贋判定セミナーなどを行い、税関職員による模倣品摘発の支援を行うなど、発展する市場に対し積極的な対応をおこなっている。

本稿では、ミャンマーにおける商標保護の現状、ミャンマーにおけるエンフォースメントの現状、新商標法施行の動向について概括する。

第2 ミャンマーにおける商標保護の現状

ミャンマーはWTO加盟国であり、商標を法的に保護する義務を負っているものの、現在は猶予期間であることもあり、上述のとおり商標法は存在せず、商標権による保護を受けることはできない。

現状では、コモンローをベースに(1)証書登録官事務局への所有権宣言書の登録、(2)登録の事実の開示(警告的広告掲載)、(3)現実の使用により、実質的な商標の保護が図られている。

以下、これらにつき詳述する。

1 証書登録官事務局への所有権宣言書の登録

1) 所有権宣言書

登録は、Registration Act 18条に基づき、ヤンゴン市内にあるOffice of the Registrar of Deeds(証書登録官事務局)へ行き、保護を希望する商標につき、所

有宣言書 (Declaration of Ownership) を他の書類とともに提出する。同宣言書では、当該商標の単独の所有者であることを宣誓することになる。

2) 登録手続

登録に際しては、他に先行する類似商標が存在するか、といった実体的審査は行われず、様式面で不備が無ければ1〜2か月で登録となる。

なお、証書登録官事務局において登録の有効性を争うに際し登録異議申立や無効審判手続は存在しておらず、登録の有効性は別途民事訴訟を提起する必要がある。

3) 有効期間

登録に明確な有効期間はなく、一度登録されると半永久的に有効なものとされている。但し、権利行使を容易とするため、また第三者による類似商標の登録申請並びに権利侵害を未然に防止するために、一定期間毎に(3年毎が推奨されている)、所有権宣言書の再登録や、下記に述べる現地新聞への警告的広告が推奨されている。

2 登録の事実の開示 (警告的広告掲載)

上述の証書登録官事務局への所有権宣言書の登録を開示するため、現地新聞による警告的広告を掲載することが必要となる。

一般的には英字新聞 (THE MYANMAR TIMES 等) に登録の事実とともに「Any imitation, falsification or any fraudulent action will be dealt with according to existing Laws of Myanmar.」といった文言を付して警告的広告 (Cautionary Notice) を行う。

[参考]



(1) 登録証例

(2) 警告的広告

3 現実の使用

ミャンマーでは、ミャンマー国内での最初の使用により権利が発生するとされている。

所有権宣言書の登録並びに警告的広告掲載を行っていたとしても、ミャンマー国内での使用がなければ原則として権利行使はできない点に留意が必要となる。

第3 ミャンマーにおけるエンフォースメントの現状

上記のように、ミャンマーにおいては商標法自体は未制定であるものの、現状でも、その他の法律により、一定程度の商標権侵害、模倣品への対策が可能であり、実際にこのような制度を利用した侵害行為への対応が功を奏する例も出てきている。まずは、ミャンマーにおけるエンフォースメントに関する法律の規定等を概観する。

1 刑法 (Penal Code)

ミャンマーの刑法においては、虚偽の商標を使用したものは、詐欺的意図で行動していないことを証明しない限り、1年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定され (同法 482 条)、他人の商標を偽造したものは、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定される (同法 483 条) 等の規定が設けられている。

2 商品標章法 (Merchandise Marks Act)

次に、商品標章法 9 条 1 項は、上記刑法 482 条の虚偽の商標使用、同法 486 条の虚偽の商標を付した商品等の販売や販売目的所持等にかかる物品等について、裁判所が政府に指示 (direct) して差押えをできる旨規定している。

3 海事税関法 (Sea Customs Act)

また、海事税関法 (Sea Customs Act) 18 条 (d) は、刑法の意味する偽造商標にかかる物品、商品標章法の意味する虚偽の商品表示にかかる物品の陸路及び海上からの輸入を禁止している。

4 特定救済法 (Specific Relief Act)

特定救済法 54 条は、原告の財産 (商標は、ここでいう財産に含まれる。) に対する権利及びその享有が被告により侵害され、又はそのおそれがある場合で、侵害行為により生じ、若しくは生じようとしている実際の損害額を算定する基準が無い場合、又は金銭賠償が十分な救済とならない場合等の事情があれば、裁判所は差止処分をすることができるとしている。

5 Passing Off

Passing Off は、英国を中心としたコモンローの国で発達してきた業務の信用を保護する理論である。一般的には、①業務の信用 (Goodwill) の存在、②虚偽表示 (Misrepresentation)、③業務上の信用 (Goodwill) への毀損が要件として必要とされる。Passing Off に基づく請求をする場合には、業務の信用 (Goodwill) が確立していることを証明する必要がある、後述する商標の登録がなされ、新聞への広告がなされていることも一つの有力な証拠となるものと思われる。

第4 新商標法施行の動向

現在、著作権法、特許法、工業デザイン法、商標法の法案が国会にて重要法案として優先的な審議がなされているようであり、早期に成立することが期待される。これらのうち、新商標法案では、主に以下のような制度設計が予定されている。なお、新法の下では、ミャンマー知的財産庁(MIPO=Myanmar Intellectual Property Office)が設立される予定となっている。

■ 先願主義 (First-to-File System) の採用

新法の下では、いわゆる先願主義が採用される予定であり、上記のような Registration Act に基づく登録を行っている商標所有者についても、新法の下でどのような保護が与えられるかが問題となる。この点、新法は、Registration Act での商標法の保護制度とは全く別の新しい制度となることから、Registration Act により登録済の商標について新制度への移行措置は設けられない予定のため、Registration Act により登録済の商標所有者については、新制度施行から一定期間内に、再度商標出願を行わなければならない点に留意が必要である。なお、新法の下で審査が開始された後に、Registration Act により登録済の商標との抵触審査は、欧州同様、出願公告後の登録異議申立を待って行われる予定であるが、現行の Registration Act に基づく登録その他使用等の実績が、新法の下での権利調整の際（特に異議申立て時における先行権利の存在の主張等）に有利に働く可能性も十分に考えられるため、新法の成立の前においても、Registration Act に基づく登録及びかかる商標の実際の使用を進めておくことが肝要と思われる。

■ 商標登録手続及び権利期間

新法の下では、出願された商標は形式的審査を経て、実体的審査（絶対的要件）が行われ、その後、異議申し立てのための公告期間（60 日）へと進み、異議申し立てがなければ登録料の支払いにより、登録されることになる予定である。また、権利期間は、出願日から 10 年間となる予定である。

■ 取消事由及び無効事由

新法の下では、絶対的要件及び相対的要件に基づいて無効を求める手続きが可能となるほか、過去 3 年間の不使用に基づく取消を求める手続きが可能となる予定である。

■ 税関、裁判所による救済

新法の下では、行政・民事・刑事手続による救済が図られる予定となっており、特に税関手続きについての整備・強化が図られる予定である。なお、現状においても Registration Act に基づく商標の登録やディストリビューターとの契約書等に基づいて税関での模倣品対策は可能であり、日本の企業も、税関職員向けに真贋品判別のセミナーを行う等の取り組みを通じて、国境においても模倣品（日

本の時計メーカーの時計）が初めて差押される例も出てきている。

第5 競争法

ミャンマーにおいては、2017 年 2 月 24 日に Competition Law（競争法）が公布されており、施行されている。競争法 18 条においては、①適法に登録している商品名称、ビジネススローガン、ロゴ、パッケージ、地理的表示その他の事項を誤解させる虚偽の情報を使用して、競争する目的で行為すること、②これらの情報を使用して製品製造及びサービス提供等の業務を行うことについて罰則が規定されている。同法所定の違反行為については、recognizable offence とされている（同法 50 号）が、他方で、同法所定の禁止事項を訴追する際には、ミャンマー国家競争委員会の許可が必要とされており（同法 47 条）、今後の実務の運用状況が注目されるといえよう。

第6 今後の対応

上記の通り、新商標法では Registration Act に基づく現登録制度からの移行措置が設けられなくなったことから、新法が施行された際には、可及的速やかに自己が保有、使用している商標について、再度商標出願をすることが必要である。しかしながら、新法の下でも、既存の Registration Act に基づく登録又はかかる商標が実際に使用されているという実態については、相当程度の保護が与えられる可能性が高く、現状における Registration Act に基づく登録及び可能な限りの商標使用の実績の蓄積並びに欧州同様、新法下での公告商標のウォッチングが重要である。

以上

弁理士
佐藤 俊司
(1974年生)

Shunji Sato
直通 / 03-6438-5579
MAIL / ssato@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商標 / 意匠 / 不正競争 / 知財訴訟・審判 / ブランド

【登録・所属】

日本弁理士会(JPAA)(2002) / 特定侵害訴訟代理業務付登録(2005) / 日本弁理士会 商標委員会委員長(2013)、同副委員長(2010~2012)、同委員(2009~2014)、国際活動センター(2015~2017) / 日本商標協会(JTA)常務理事(2012~現在)、国際活動委員会委員長(2012~現在)、同副委員長(2010~2011)、委員(2009~現在) / アジア弁理士協会(APAA)商標委員会委員(2010~現在) / 国際商標協会(INTA)Board of Directors(2016~現在)、INTA Asia-Pacific Global Advisory Council(2016~現在)、周知・著名商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員長(2018~現在)、委員(2016~2017)、INTA's Regional Conference in Tokyo ("Trademarks in Japan") 共同議長(2015)、ラウンドテーブル委員会委員(2013~2015)、非伝統的商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員(2012~2015) / 日本知的財産仲裁センター(JIPAC)JPDメイン名紛争処理パネリスト候補者(2015~現在) / 中央知的財産研究所「周知・著名商標の保護」研究部会研究員(2017~現在)

弁理士
遠藤祐吾
(1972年生)

Yugo Endo
直通 / 03-6438-4541
MAIL / yendo@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
商標 / 意匠 / 知財訴訟・審判 / 不正競争 / ブランド

【登録、所属】
日本弁理士会 (JPAA) (1999) /
特定侵害訴訟代理業務付記登録
(2004)

弁護士
甲斐史朗
(1976年生)

Fumiaki Kai
直通 / 03-6438-5681
MAIL / fkai@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
TMI総合法律事務所リジョナル・パートナー(ミャンマー担当)。日本国弁護士。早稲田大学政治経済学部政治学科、ロンドン大学LLM卒業。2015年1月よりヤンゴンオフィス駐在。ミャンマーに常駐し、会社設立、投資認可申請、M&A、ファイナンス、知財、労務、不動産開発案件等、日本企業のあらゆるミャンマーにおける法務ニーズに対応している。

【登録、所属】
第一東京弁護士会(2005、2012)

東南アジア主要国における平均寿命・就労可能期間の長期化と高齢化社会に対する取組み及び問題点

— 弁護士 三澤 充 —

第1 はじめに

平均寿命の長期化は世界的な傾向である。

世界保健機関 (WHO) の報告によれば、2000 年から2015 年の約 15 年間で世界の平均寿命が 5 年間延びたとされており、これは、1960 年代以降最も早い延びであるとしている。こうした平均寿命の長期化の傾向は東南アジアにおいても同様である。

平均寿命が延びることで、就労可能期間も長期化し、また、今後継続的に出生率が維持されない限り、いずれ高齢化社会が訪れることになる。

本稿執筆時点である 2017 年 12 月時点で、すでにシンガポールとタイについては高齢化社会にあるとされており、2020 年にはベトナムが高齢化社会に入るとされている。

本稿では、就労可能期間の長期化・高齢化社会に対する労務面での各国の取組みについて、まず上記 3 か国を取り上げた後、当職が駐在経験のあるインドネシア及びマレーシアの状況についても述べてみたい。

第2 各国の状況

■ シンガポール

シンガポールでは、1993 年定年法により、従前の定年を 55 歳から 60 歳に引き上げ、さらに、1998 年定年規則により、定年齢は 62 歳とされており、当該年齢が現在の定年齢である。

シンガポールの平均寿命は、世界第 1 位の日本 (83.7 歳)

には及ばないものの、世界第 3 位 (83.1 歳) ⁽²⁾ であり、この平均寿命からすると、62 歳の定年後 20 年以上就業しない期間がある、ということにもなりかねない。また、シンガポールの年金制度は、日本のような賦課方式を採用せず、積立方式を採用しているため、年金支給開始後生存期間が長期化すればするほど積み立てた年金が枯渇する可能性が高まることになる。

こうした事情を背景に、2012 年、政府は定年・再雇用法 (Retirement and Re-employment Act) を施行し、労働者 (シンガポール国民又は永住権保有者) は、業務能力が十分であり、かつ、仕事を続ける上で身体的に健康であれば、62 歳の定年後、65 歳に至るまで再雇用される資格があるとした。

さらに、2017 年には再雇用され得る上限年齢が引き上げられ 67 歳となった。

再雇用に関しては、高齢労働者の再雇用に関する三者機関ガイドラインが 2017 年 7 月 1 日より実施されている。

同ガイドラインによれば、雇用者は、労働者との間で、遅くとも定年月日の 6 か月以上前に再雇用に関する協議を開始し、雇用者は、労働者に対し、3 か月以上前には再雇用契約の提案、または、再雇用基準を満たしていない旨の通知のいずれかをしなければならないとされている。一方で、再雇用の際には、定年前の職務内容、職位、及び賃金を継続する必要は必ずしもないとしている。

また、同ガイドラインは、再雇用される資格のある労働者が雇用者組織内で再雇用されるべく、雇用者組織内の全ての選択肢を検討すべきであるとしており、この検討をもってしてもなお選択肢がない場合には、以下の 2 つのうちどちらかを選択することになる。

- 当該労働者の同意を得て転籍させる
- 当該労働者に対する雇用助成金 (Employment Assistance Payment) の支払を行い、かつ、再就職の斡旋を行う

同ガイドラインによれば、雇用助成金の上限は 13,000

シンガポールドルとされているものの、定年・再雇用法によれば、労働裁判所は、同額を超えて雇用助成金を払うこと、更に（現実的であるとは考えられないものの）雇用者に労働者を再雇用するように命ずることも可能であるとされている。労働者との紛争回避の観点から、雇用助成金については、同額を超える支払を検討すべきと考えられる。

シンガポールでは、（中央積立基金法、Central Provident Fund Act 1955）に基づき、雇用者及び労働者が年金を積み立てることとされている。このため、就業規則等で退職金支払について別途規定している企業はほとんど見られないものの、労働者の待遇等の観点から別途規定することは可能である。

② タイ

タイでは、従前労働関係法令で労働者の定年齢が定められておらず、定年を設けるかどうかは雇用者の判断に委ねられていた⁽³⁾。また、労働者の自己都合による退職の場合、退職金・補償金を支払う義務がないとされていた。定年が設けられていない企業では、高齢者は自己都合退職をする例が多かったようであるが、自己都合退職については退職金を支払う旨定めていない企業が大半であると見られるため、例えば 70 歳等相当高齢となった後に働くことができなくなり、自己都合退職せざるを得ず、退職金を受け取ることができないという事態が生じることが問題となっていた。

こうした状況に鑑み、タイ政府は、2017 年、労働者保護法を改正し、同 118 条において、特に企業内において定めがない場合、定年を 60 歳とした。当該改正労働者保護法は同年 9 月 1 日より施行されている（the Labour Protection Act (No. 6) B.E. 2560 (2017)）。

また、定年退職時の補償金についても同条で規定し、会社都合での解雇と同様の計算方法によることとした。

会社都合による解雇時の補償金の計算方法は以下のとおりであるため、定年時の補償金の計算方法も以下のとおりとなる。

[補償金額＝最終賃金×日数]

勤続年数	日数
120日～1年未満	30日
1年以上～3年未満	90日
3年以上～6年未満	180日
6年以上～10年未満	240日
10年以上	300日

上記規定に違反した場合、雇用者は 10 万バーツ以下の罰金及び / 又は 6 か月以内の禁固に処せられる。

③ ベトナム

ベトナム労働法は、187 条 1 項において、労働者の定年を、男性 60 歳、女性 55 歳と定めており、同 2 項では、特定

の業務に従事する労働者は上記定年より低い年齢で定年退職することができる、とする。また、同 3 項は、専門技術を有する労働者は、上記定年の 5 年を超過しない限度で、高い年齢で定年退職できるとしている。ただ、定年退職するためには、労働者が定年齢に達し、かつ、社会保険最低加入期間要件を充足している必要があるとされている。

また、再雇用は雇用者の義務ではないとされている。

現在、ベトナムでは労働法の改正が検討されており、現時点で草案が 2 案作成されている。

1 つは、労働者の定年については、男性 60 歳、女性 55 歳のまま維持する案、もう 1 つは、労働者の定年を上げ、男性 62 歳、女性 60 歳とする案である。現時点で 2 案存在する理由は、定年齢を上げることについて賛成・反対の意見が分かれているためである。

現時点ではどちらの草案が採用されるのか必ずしも明らかではないが、ベトナムにおける高齢化社会の進行状況に鑑みると、定年齢を上げる方向での改正がなされる可能性が高いのではないかと見られている。

ベトナムでは、退職時の手当の支払に関する労働法 48 条 1 項が、定年退職に関する同 36 条 4 項を引用していないことから、定年退職金の支払義務は法令上存在しないと考えられており、定年退職金の支払は各企業の個別の待遇制度によるものとされている。

④ インドネシア

インドネシアでは、年金プログラムの実施に関する 2015 年政令 45 号（Peraturan Pemerintah Nomor 45 Tahun 2015）第 15 条に基づき、まず、定年が 56 歳と定められ、3 年毎に 1 年ずつ段階的に定年齢を引き上げることが決められ、最高定年齢が 65 歳に至るまでこの段階的定年齢の引上げが行われることとされた。同法令は 2016 年 1 月 1 日に既に実施されている⁽⁴⁾。具体的には、まず 2016 年 1 月 1 日から定年齢が 56 歳とされ、2019 年 1 月 1 日からは定年齢は 57 歳となり、3 年毎に 1 歳ずつ定年齢が引き上げられ、最終的には 2043 年以降、定年齢が 65 歳とされることになる。

西 暦	定年齢
2016年～2018年	56歳
2019年～2021年	57歳
2022年～2024年	58歳
2025年～2027年	59歳
2028年～2030年	60歳
2031年～2033年	61歳
2034年～2036年	62歳
2037年～2039年	63歳
2040年～2042年	64歳
2043年～	65歳

労働法 156 条 1 項は、雇用関係の終了時には、雇用者は、

労働者に対し、退職手当、勤続功労金、及び損失補償金を支払う義務を負うと規定しており、同 2 項は退職金、そして、同 3 項は勤続功労金の計算方法を、同 4 項は損失補償金の内容についてそれぞれ定めている。

退職手当の計算方法は以下のとおりである。

勤続年数	乗数(月数)
1年未満	1か月分
1年以上2年未満	2か月分
2年以上3年未満	3か月分
3年以上4年未満	4か月分
4年以上5年未満	5か月分
5年以上6年未満	6か月分
6年以上7年未満	7か月分
7年以上8年未満	8か月分
8年以上	9か月分

勤続功労金の計算方法は以下のとおりである。

勤続年数	乗数(月数)
3年以上6年未満	2か月分
6年以上9年未満	3か月分
9年以上12年未満	4か月分
12年以上15年未満	5か月分
15年以上18年未満	6か月分
18年以上21年未満	7か月分
21年以上24年未満	8か月分
24年以上	10か月分

損失補償金は以下のものを含むとされている。

- 未消化の有効な年次休暇
- 採用場所への家族分を含む交通費
- 住宅・医療治療費補償（退職手当及び / 又は勤続功労金の 15%）
- 労働協約・就業規則に定められているその他の項目

仮に勤続年数が 15 年 5 か月、1 か月の基本給が 5,000,000 インドネシアルピア（約 45,000 円）の者が退職する場合、就業規則等で定められる事項を除くと以下のとおり算定されることになる。

勤続年月	月給(IDR)	退職手当	勤続功労金	損失補償 (住宅・医療費補償等)	合計額
15年5か月	5,000,000	5,000,000×9 =45,000,000	5,000,000×6 =30,000,000	((5,000,000×9) +(5,000,000×6)) ×15% =11,250,000	86,250,000
	手当を含む 当該月給額が 計算の基礎金 額となる	勤続年数8年 以上の場合 は月給の9倍	勤続年数15年 以上18年未 満は月給の6倍	(退職手当及び勤続 功労金の和)×15% なお、未取得未消化 の有給、交通費、そ 他の支払もありう る点に注意	

5 マレーシア

マレーシアでは、定年法（Minimum Retirement Age

Act 2012）が制定されるまでは明確な定年齢が定められていなかったが、同法が 2013 年に施行され、定年の最低年齢が男女とも 60 歳と定められた（同 4 条 1 項）。

同法は、定年とすることができる最低年齢を規定しているのみであることから、雇用者は就業規則等で別途定年齢を定める必要があると考えられており、また、これまで、例えば就業規則で定年齢を 62 歳と定めていた場合、60 歳で労働者を退職させることはできず、就業規則を変更する必要がある⁽⁵⁾。

シンガポールの年金制度と同様、マレーシアでは、労働者積立年金基金法（Employees Provident Fund Act 1991）に基づき、雇用者及び労働者が年金を積み立てることとされている。このため、就業規則等で退職金支払について定めている企業はさほど多くはないと考えられる⁽⁶⁾。

第3 定年齢が上がることについての問題点とその対応

上記のとおり、ASEAN の主要国では、従前定められていなかった定年が定められ、また、定年齢が上げられたことから、就労期間が長期化することが見込まれる。就労可能期間の長期化は、退職金を定めている場合、当該企業の人件費の増大を導き、財務状態に影響を与える可能性が生じる。そこで、企業としては、退職金の支払金額をどのようにして抑えるか、という点を検討せざるを得ない。

退職金について法律上計算方法についても規定されているタイ及びインドネシアにおいては、退職金支払金額を抑えることはほぼ不可能であると考えられる。

一方、シンガポール、ベトナム及びマレーシアにおいて、（上記のとおり退職金支払は法令上の義務ではなく、任意であるものの）企業が退職慰労金・手当を支払う旨就業規則で規定している場合、就業規則を変更・改訂することで退職金支払金額を抑えることは可能であろうか。

退職金支払の支払金額を減額する形で退職金制度を変更することは、労働者にとっては同制度の不利益変更であると考えられることから、基本的には労働者全員の同意をもって行うことが必要であると考えられ、雇用者側にとっては非常に高いハードルとなる⁽⁷⁾。

次善の対応策として、当職がマレーシアで関与した事例では、就業規則の退職金規定を変更し、退職金変更時点（又は将来の一定時点）以降に雇用された労働者については退職金の適用を受けない、とする規定を設けた。この場合、就業中の労働者に対しては何らの不利益を及ぼさないことから、労働者の同意は不要として就業規則を変更することができた。

第4 まとめ

上述のとおり、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア及びマレーシアにおける就労可能期間の長期化・高齢化社会に伴う定年の取扱に関する対応とその問題点、そして次善的ではあるもののその対応方法について議論した。

特に、一般的には雇用に関しては雇用者側に有利な制度を置いているシンガポールが、高齢化社会を背景に今後どの程度労働者側に有利な施策を採っていくのか注目される。(本稿の執筆にあたっては、当事務所プノンペンオフィスの永田有吾弁護士、同ホーチミンオフィスの小林亮弁護士、及び、同ハノイオフィスの Huyen Thu Nguyen 弁護士の協力を得た。)

以上

- (1) <http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2016/health-inequalities-persist/en/>
- (2) <http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2016/health-inequalities-persist/en/>
- (3) 定年を設ける場合には、55歳又は60歳とする例が多かったと見られている。
- (4) <http://peraturan.go.id/pp/nomor-45-tahun-2015.html>
- (5) 就業規則に従業員の不利益となる形で変更する場合、従業員全員の同意が必要とされている。
- (6) ただ、筆者の感覚では、マレーシアへの進出が比較的早かった日系企業では、日本企業における退職金制度をそのままマレーシアでも取り入れ、現在でも存置させている企業は比較的多いように思われる。
- (7) シンガポール・マレーシアについては弁護士からアドバイスを得た。ベトナムについては、政令05/2015/ND-CP 28条5項において、雇用者が就業規則の変更を行う場合には労働団体の代表組織の意見聴取を行うものとされている一方、その他の具体的な手続については明示されていない。ただ、実際には、不利益変更の場合には従業員全員の同意がない限り変更手続は進められないのではないと思われる。

弁護士
三澤 充
(1975年生)

Mitsuru Misawa
直通 / 03-6438-5419
MAIL / mmisawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレートガバナンス / リスクマネジメント / 民事再生・会社更生 / 破産・特別清算 / 私的整理・事業再生ADR / DIPファイナンス / 商事関連訴訟 / 刑事訴訟 / タックス・プランニング / アジア / その他国際法務 / ブランド / エマージング・カンパニー

【登録、所属】

東京弁護士会(2005~2010, 2013) / シンガポール外国法弁護士(2016)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを開催しております。2017年11月から2018年1月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのWebサイト(<http://www.tmi.gr.jp/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせ下さい。

[email]monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第112回セミナー(2017年11月30日開催)

テーマ:「近時のFintechに関する法制と動向―諸外国の事例も踏まえて―」

講師: 弁護士 辻岡将基
同 白澤光音

2 第113回セミナー(2017年12月15日開催)

テーマ:「2017年の実務者が注目すべき特許訴訟判決―元知財高裁判長・塩月弁護士による批評を交えて―」

講師: 顧問弁護士 塩月秀平
弁護士 大久保和樹
弁理士 大貫敏史
同 酒井仁郎
同 綾 聡平

3 第114回セミナー(2018年1月31日開催)

テーマ:「2017年の実務者が注目すべき商標、意匠、不正競争関係訴訟判決―元知財高裁判長・塩月弁護士による批評を交えて―」

講師: 顧問弁護士 塩月秀平
弁護士 佐藤力哉
弁理士 栗下清治
同 茜ヶ久保公二

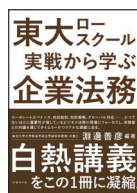
書籍紹介



『M&Aにおける労働法務DDのポイント』

【編著者】近藤圭介他
【発行日】2017年12月8日
【出版社】商事法務
【価格】3,672円(税込)
【判/頁】A5判/304頁

本書は、東京弁護士会労働法制特別委員会に所属するメンバーで、M&Aにおける法務DDを数多く扱い、しかも、本委員会が労働法に関する専門的知識を研鑽してきた弁護士が、労働DDに関して本格的に分析・解説した初めての実務専門書となります。弊所からは近藤圭介弁護士、相澤恵美弁護士、山口翔平弁護士が執筆に携わっております。



『東大ロースクール実戦から学ぶ企業法務』

【編著者】淵邊善彦
【発行日】2017年12月
【出版社】日経BP社
【価格】1,944円(税込)
【判/頁】A5判/220頁

企業法務の最前線についての「白熱講義」をこの1冊に凝縮! コーポレートガバナンス、内部統制、知財戦略、グローバル対応など、かつてないほど重要性が増しているビジネス法務の現場にフォーカスし、実務家との対論を通じてタイムリーかつリアルな課題に迫りました。



『ビジネス常識としての法律(第2版)』

【著者】堀龍児、淵邊善彦
【発行日】2017年12月
【出版社】日本経済新聞出版社
【価格】1,080円(税込)
【判/頁】新書判/320頁

ビジネスパーソンにとって最低限の法律を知っておくことは、自分の身を守るためにも必要です。本書は、ビジネスのうえで常識として押えておきたい法律知識を、コンパクトかつ実務に役立つようにまとめた入門書の第2版です。役員、若手法務部員、営業パーソンの研修のテキストとしても最適です。



『個人情報管理ハンドブック(第4版)』

【編著者】淵邊善彦、柴野相雄、白石和泰
【発行日】2018年3月1日発売予定
【出版社】商事法務
【価格】6,500円(税別)
【判/頁】A5判/630頁

本書は、平成28年8月に出版された第3版以降の動向を反映したものです。具体的な改訂項目としては、個人情報保護委員会が策定した改正個人情報保護法に関する各種ガイドライン(ただし、金融関連分野、医療関連分野等の特定分野のガイドラインを除きます。)*に関する内容を盛り込むと共に、それに合わせて改定された様々な文献の内容も盛り込んでいます。第3版同様、多くの方にご活用いただければ幸いです。

本ニューズレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通)/TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄